

流域社会への視座

—— ナショナルライゼーション論とリスク論を中心として ——

田 中 滋*

Perspective towards Reconstruction of Basin-society: based on the theory of 'nationalization' and the theory of risk society

Shigeru Tanaka*

Rivers had been playing the role of corridor not only of ecosystems but also of local communities. Though implying various social contradictions, along a river there historically formed a fairly cohesive basin-society.

However, in the postwar Japan 'modernization of rivers' has been taken place through building huge dams, mitigation systems and so on. Modernization of rivers, on the one hand, brought about decrease of confrontations among people and economic affluence for the people, but, on the other hand, it directly and indirectly got away many agents that had been engaging in traditional activities along a river.

Many types of risks are arising in due course of modernization of rivers. From the standpoints of the theory of 'nationalization' and the theory of risk society, this article tries to argue how basin-society can be reconstructed despite advance of 'the affluence without diversity'.

河川は、自然生態系や社会のいわば〈コリドール（回廊）〉としての役割を果たすことによって、その内部に様々な〈対立〉を孕みながらも、それらの対立の調停過程を通して凝集性の高い〈流域社会〉を歴史的に形成してきた。

しかし、戦後の日本では大規模ダムなどの近代的装置が河川に組み込まれるという形の〈河川の近代化〉が進行した。〈河川の近代化〉は、利水上などの対立を解消し人々に豊かさをもたらす一方で、河川に関与する多様な主体を舞台から退場させるという結果をも直接・間接にもたらした。それは、人々のモノナド化を進行させ、流域社会をも崩壊させていった。

本稿では、河川の近代化によってもたらされた〈多様性なき豊かさ〉の中で静かに進行していくリスク社会化の過程において、どのような形で流域社会の再構築が可能なのかを、ナショナルライゼーション論とリスク社会論の観点から論じる。

はじめに

流域社会についての議論が近年盛んである。それは、一つには旧建設省（現・国土交通省）や林野庁などの中央省庁が流域社会に着目していることに関係があるが、中央省庁の流域論の主眼は流域を構成する森林や河川あるいはその水質・水量などをいかに〈管理〉するかに置かれている。そして、そこで強調されるのが、上下流の〈連携〉あるいは農山村と都市との〈共生〉である（河川環境管理財団編、2002）。

* 龍谷大学社会学部教授

森林や河川といったみずからが所管する対象を機能的・効率的に管理するためにいかに上下流の連携や農山村と都市との共生を生み出すかという発想である。さらにいえば、管理するためにいかにして人々の間の連携や共生を〈調達・動員〉するのかという発想である。そして、その連携や共生の基盤として近年とみに強調されるのが、流域共有の文化や宗教あるいは風土といった要素である。

そこに見られるのは、同質・共通の文化や宗教あるいは風土の再認識や自覚化を通して連携や共生を生み出し、それを梃子として流域管理を行なおうという発想である。それは、何らかの同質性や共通性が連携や共生を生み出し、その連携や共生が流域管理の可能性を高める手段となるという論理である。こうした発想は、政府による宗教教育や道徳教育の必要性の近年における強調と同型のものである。

そのナショナリスティックな志向性の危険性についてさらに議論することは、環境ファシズムについて論じることともになり、別の機会に譲るほかない¹⁾。しかし、そもそも文化や宗教あるいは風土の同質性や共通性が自動的に連携や共生を生み出すなどと言えるのだろうか。たとえば、宗教や民族の相違はさまざまなレベルでの地域紛争の原因となっているとしばしば見なされているが、実はそこには、なんらかの社会問題の原因を異宗教や異民族に帰属し、人々の目を社会問題から逸らせるというメカニズムが働いている（田中，1995）。紛争や対立の原因はしばしば異質性に帰属され、逆に同質性や共通性は連帯や協調の基盤であると見なされる。しかし、目標の共通性が場合によっては競争や対立の原因にもなることは、マートン（2002）のかつての指摘を待つまでもなく明らかなことである。〈異質性－同質性〉の軸と〈対立－協調〉の軸とは、基本的に相互に独立した軸なのである。

すなわち、連携や共生は文化的あるいは宗教的な共通性によってのみ生みだされるものではなく、対立を契機とする相互作用や対立の調停過程を通して得られる、さらに言えば、対立を契機としてこそ確固たる連携や共生が得られるということすらある²⁾。

また、もう一つここで指摘しておきたいのは、連携や共生を〈動員〉の対象とし〈管理〉の手段とする発想からの転換が、リスク社会³⁾あるいは環境の時代の到来に伴う〈知の組み換え〉や〈政治の組み替え〉の必要性の中でまさに求められているということである。

本稿の目的は、一つには、伝統的な流域社会における従来の様々な〈対立〉が、〈河川の近代化〉と私が呼ぶ過程（後述）や社会全体の近代化の過程、さらにはそれらを包括するナショナライゼーション（後述）やグローバリゼーションの過程においてどのようにその形態を変化させ、また〈新しい対立〉によって取って代わられてきたのかを歴史的に考察することである。そして、二つには、流域をめぐる従来の〈古い対立〉が、リスク社会あるいは環境の時代における〈新しい対立〉に置き換えられたとき、その〈新しい対立〉の中からいったいどのような形であるいはどのような論理の下で、言い換えればどのような〈知の組み換え〉や〈政治の組み換え〉の下で、新しい連携や共生が生みだされてくる可能性があるのかを検討することである。

流域社会崩壊後の流域社会研究の意義

本論に入る前に、なぜ流域社会を主題とするのかを論じておきたい。鉄道や高速道路の整備あるいは空路の発達、それを促した市場経済の国内的なさらにはグローバルな発達とともに、ドナウ川やメコン川のような国際河川を例外とするとしても、一河川の流域を一つの社会的ユニットと見なす分析を無効にしているかに見える。その意味において、流域社会を、陸水学的な意味での流域

（集水域）内に閉じた社会として考えることは現在ではもはやできない。

しかし、われわれの現実の生活が流域によっていまだに強く規定されていること、たとえば水道水源として河川水を利用していることを考えるとき、そしてまた、グローバル化の波に洗われていくことのリスク、たとえば食の安全が脅かされていることを考えるとき、流域は今一度分析の対象とすべき存在であると言える。

それは、流域が、近代化によってもたらされた様々なリスクの顕在化する場所であると同時に、リスクを最小化するためのコンパクトなユニットとなりうる、言い換えれば、リスク社会化を招いた一つの要因であるスケールメリットの論理から脱却するためのユニットとなりうるコンパクトな時空間的広がりをもっているからである。

I. 川と人とのつながりの希薄化

1. 前近代へのノスタルジー??

中央省庁の流域社会への注目についてはすでに言及したが、そうした流域社会への注目は、研究者たちの世界においても近年顕著に見られる。戦後の河川開発の歴史を建設省の河川関係部局と共に歩んできた河川工学や、林野庁と共に森林保全を流域社会をユニットとして再構築していこうとする林学・林政学などは当然としても、近年では、社会学さらには法学、経済学といった分野の研究者が流域社会や河川に関する研究を行なうようになってきた。

こうした近年の動向の中で注目しておきたいのは、近代化過程における〈川あるいは水と人々との伝統的なつながりの喪失〉が、近代化以前（あるいは近代化が急速に進展する以前）の日本社会へのノスタルジックな感情とともに語られるという傾向である。

この変化がおそらくもっとも顕著に見られるのが、河川工学の分野ではなかろうか。日本の河川行政に近自然河川工法を積極的に取り入れようとした関正和の『大地の川——甦れ、日本のふるさとの川』草思社（1994年）などは、そのタイトルからも窺えるように、近代以前の日本の川へのノスタルジーに溢れた書物となっている⁴⁾。

河川工学の場合には伝統的社会における洪水との戦いが強調されるという他と区別できる特徴があるにしろ、近年様々な研究領域において共通してみられる〈川と人との伝統的なつながり〉へのノスタルジーは、しばしば地域固有の宗教・文化とそれに根差した伝統的生業とによる自然環境の保全や人と自然との調和を近代化以前の社会に投影するという特徴をもっている。言い換えれば、近代化以前の社会における川と人との予定調和的關係が描定されているのである。

しかし、たとえば、平城京、平安京などの都の造営に際して、近畿地方の森林から大量の木材が切り出され、さらに戦国大名が贅を極めた城を次々と築いていった際にも周辺の森林は荒れ、水害が頻繁に起こるようになっていく。また、それ以降の時代においても、「日本の森林は減少する一方」で、「農地の拡大のほか、人口増加や巨大な建築物の建設は木材需要を増やし、製鉄・製塩・製陶、そして製炭が盛んになるにつれて膨大な面積の森が伐られ」、「幕末には全国の山々がはげ山となり、災害が頻発し」、「ようやく明治になり、西洋の緑化技術や森林経営理論が入ってきて森林の減少は鈍化した」という（田中淳夫、2002：37）。

こうした森林の荒廃に関して注目すべきことは、時の権力者たちの為政によってのみそうした荒廃が起こっただけではなく、幕末には、薪の商品化がすすみ、「薪も買えず個人持の林野をもたな

い貧困な農民たち」による入会地の過度の利用によっても森林の荒廃が起こったということである（田中茂，1989：237）。

時代をもっと下って戦前から戦後復興期における製炭について見てみよう。現在、木炭は伝統的な生活が送られていた時代のシンボル、環境にやさしいエコロジカルな燃料の代表としてもてはやされ、炭焼き体験が農林業体験講座において取り上げられ、各地のグリーン・ツーリズム型の村おこし事業の一つの目玉とさえなっている。

現在われわれが調査を行なっている京都府北部の美山町知井地区（旧知井村）では、第一次世界大戦後の好況期、昭和の農村恐慌以後の戦前・戦中期、1960年代の燃料革命（エネルギー革命——木炭などからガス・電気へのエネルギー源の移行）に至るまでの戦後期、の各時期に、経済情勢や政治情勢に合わせて製炭が盛んに行われている。第一次世界大戦後の好況期の第一次製炭ブーム以降は、木炭問屋が焼工（炭焼き職人）を他県から雇い入れて製炭をおこなうようになった。戦中には国家総動員体制の下、木炭生産が国策として最重要項目となり、人手不足が深刻になる前の1940年ごろに生産のピークを迎えている。また、戦後復興期には、他県からの転入者も加わって製炭や木材の伐採が行われ、知井村は好況に沸いたという（知井村史刊行委員会，1998）。

戦後、知井村はヘスター台風（1949年）、ジェーン台風（1950年）、13号台風（1953年）と、連続して大きな台風に襲われ甚大な被害を被っているが、それは、「村の基幹産業としての製炭」がもたらした「無秩序な伐採の高価な代償」でもあった（知井村史刊行委員会，1998：280）。製炭も里山としての利用の範囲を越えて行われるならば、それが森林の荒廃を招くことは疑いがない。

たしかに近代化以前（あるいは近代化が急速に進展する以前）の社会では、現在のわれわれの生活と比べるならば、はるかに自然環境と調和的な生活が営まれていたであろう。しかし、それは決して予定調和的な世界ではなかったと言えよう。

しかし、ここで強調しておきたいことは、近代化以前の社会における森や川などの自然と人間との予定調和的關係の措定に対する批判もさることながら、近代化以前の社会における自然破壊とそれ以降における自然破壊との違いについての分析的視点の必要性である。後者における自然環境破壊のメカニズムは、前者のそれと比べてはるかに複雑なものとなっているということである。次項では、後者の複雑さを、〈河川の近代化〉の視点から論じてみたい。

2. 〈河川の近代化〉による川と人とのつながりの希薄化

日本の環境社会学において一つの流れを形成している生活環境主義は、川水の日常的な利用から水道水の利用への変化を事例として、近代化過程における川（水）と人とのつながりの変化を生活者の視点から記述・分析している（鳥越・嘉田，1984）。

しかし、本稿では、川（水）と人とのつながりの希薄化・喪失の過程を、近代化のより包括的かつ複雑な過程の中に鳥瞰図的に位置づけるという作業をおこないたい。その際に、一つの重要な焦点となるのが、〈河川の近代化〉である。

ここで、私が〈河川の近代化〉と呼ぶのは、技術・装置的側面と法制度的な側面との二つの側面からなる次のような過程である（田中，1994）。

コンクリートの建造物などの様々な近代的装置（ダム、堰、農業用水・工業用水・上水道用水設備、スーパー堤防、流域下水道などの治水・利水・環境衛生設備など）を河川とその流域に組み込

むことによって、水資源・エネルギーの効率的利用を促進し（利水）、またその流量調整を通して水害防除（治水）などをおこなうこと。また、それらの目的を効率的に達成するための法整備がおこなわれること。

この〈河川の近代化〉の過程は、一朝一夕にして達成されるものではもちろんない。河川は、古くから様々な人々によって利用されてきており、錯綜した利害関係の変更や関連する法律の変更に對しては、多くの反対の聲が、住民からばかりではなく、関係する市町村、府県、さらには中央の各省庁からも上がる⁵⁾。

しかし、紆余曲折を経ながらも、河川は、一方では各種の法律（特定多目的ダム法、電源開発促進法、水資源開発促進法、河川法など）によって規制され、他方では近代技術に基づく各種の装置・構造物によってかたちづけられたものとなっていく⁶⁾。

河川の近代化過程の全体像を議論することは紙幅の関係上困難であり、ここでは〈河川の近代化〉のいわば核となったダム建設がどのようにして川（水）と人とのつながりを希薄化させていったのかに焦点を絞って論じよう⁷⁾。

まず指摘しなければならないのは、ダム建設によって得られる短期的なメリット（豊かさ）の大きさである。戦後に作られた大型の多目的ダムは、巨大な発電量・給水能力・治水効果をもち、発電・利水・治水という相互に矛盾しておりその調整が困難であった問題を同時に解決する能力を短期的に見るかぎりもっていた⁸⁾。

利水について言えば、農業用水、上水道用水、工業用水などの各利水相互のあるいはそれぞれの内部での水利権をめぐる様々な争いを大幅に減少させた。農業用水の場合、ダム事業と並行して土地改良事業（圃場整備事業）がおこなわれ、用排水路の整備が進み、水田耕作はあたかも工場における生産に比することができるようなものへと変化した（池上，1991）。従来は慣行にもとづいて日常的に行なわれてきた水路の共同管理はその必要性がなくなり、「かけ流し」と呼ばれるようにまさに文字通り「湯水のごとく」に水が使われるようになった。それは、都市住民が水道水を無駄遣いするのと同じである。水は、「近い水」から「遠い水」（嘉田，2003）へと変化していったのである。

治水について言えば、後述するようなダム本体を守るための緊急放水によるダム下流域での水害を除けば、ダム建設によって通常の洪水レベルでの治水安全度が高まり、地域の水防組織は従来のようには河川に注意を払うことがなくなり、またその組織力をも減退させていった。水防活動・訓練などを通じた人々の連帯が損なわれていったのである。

ダムはこのようにその短期的なメリットによって人々を河川から遠ざけただけではなく、そのもたらすより直接的なデメリットによっても遠ざけた。

それは、ダム建設によって生じた伝統的な河川の利用形態の衰退である。流筏や舟運などの河川を利用した輸送は、ダムによる河川流路の遮断によって不可能となった。ダムの建設以前から水路式発電の導入による河川流量の減少が流筏や舟運を困難にしていたが、ダムはまさにその命脈を断つものであった。

河川の舟運は、河川の各所に川湊を形成し、その地に商工業の発達を促したが、舟運の衰退はその繁栄をも奪うこととなった。ただし、舟運や川湊の衰退は、鉄道の発達や道路整備、モータリゼーションの進展によっても起こり、当然のことながら、ダムだけにその原因を帰することはでき

ない。

漁業もダムによって大きな被害を受けた伝統的な生業の一つである。特に、アユ、サケ・マスなどの遡河性魚類の漁獲はダムによって致命的なダメージを受けた。アユは、古くから人々に食されまた愛されてきた重要な川魚であり、夏には流域の人々を川に釘付けするほどの大きな魅力をもっている。そうした魚の季節ごとの遡上の途絶は、人々を川から引き離す大きな要因となった。

また、ダム下流部の山紫水明を売り物にしてきた観光地は、ダムに滞留した濁水によってその川の美しさを奪われ、客足の減少を招き、衰退していったところもある。

以上に述べたように、一方では、ダムはそのもたらす豊かさによって人々が河川存在を忘れて生活することを可能にし、また他方では、河川流域に発達していた様々な伝統的産業を衰退させることによって人々を河川から遠ざけた。その結果、河川は見捨てられた存在となり、汚染物質の流入などにより水質の悪化が生じて誰もそのことに注意を向けないという悪循環に陥っていった。河川は自然の大きな下水道となっていったのである。

ダムは、川と人との関係の希薄化と河川に関する産業の多様性の減退とを相互悪循環的に強化し、さらには、人と人との関係の希薄化・不可視化をももたらしたのである。

しかし、ダムによって希薄化したのは、川と人、人と人との関係ばかりではない。ダムは、森と人との関係や海と人との関係をも希薄化させていった。

たとえば、流筏は豊かな水量を必要とする。流筏に携わる人々は、山がその水の供給源であることを知っており、山が荒れることに対して常に注意を払っている。しかし、それが木材の輸送がトラック輸送などに切り替わってゆくことによって、山の保全に関心を払う人々がまた減少することになる。

それは、舟運に携わる人々でも同様である。岐阜県を流れる長良川のはるか上流部に位置する郡上郡八幡町には今でも川灯台が残されているが、舟運は流筏と同じく河川の安定した流量を必要とし、舟運に携わる人々も同じく山への関心を共有していた。ダムはこれらの人々をも川筋から駆逐していった。

また、ダムは、山からの有機物の下流へそして海への流出を妨げ、ダムの底部にヘドロを形成すると同時に、海では磯枯れを引き起こし、沿岸漁業の衰退を招くという形で、海と人との関係を希薄化させる。逆に、ダム底部に蓄積した土砂やヘドロを排出する機能を備えたダム（排砂ダム）では、後述するようにその土砂の排出によって甚大な漁業被害を川ばかりではなく海でも発生させている。

Ⅱ. ナショナルイゼーション？——グローバルイゼーションとの対比と近代化再考

以上において、ダムが、川や森あるいは海と人との関係を希薄化させ、流域の産業の多様性を減退させてきたのを見てきたが、こうした作用をおこなってきたのは、ダム建設に象徴される〈河川の近代化〉ばかりではない。鉄道の発達やモータリゼーションの進展もその一部をなすところの社会全体の近代化やグローバルイゼーションがそうした作用を多方面にわたっておこなってきた。

以下では、社会全体の近代化やグローバルイゼーションの多方面にわたるそうした働きを記述していくが、その前に〈ナショナルイゼーション〉という新しい概念を導入することによって、〈近代化〉という概念がわれわれに見えなくさせているものについて考えてみたい。

1. グローバリゼーションとナショナライゼーション——地球規模化と全国規模化

近代化は、教科書的な表現をするならば、産業化と都市化が進行する過程である。この近代化過程を、農山村―都市関係などの〈空間的な関係性（付置関係）〉に目配りをした形で表現するならば、以下のようになる。

国民国家が形成されたことによって全国規模の市場経済が急速に発達し、ヒト、モノ、カネ、情報が国内を自由に移動するようになり、一方では、各地方在来の中小業者が全国規模で展開する大手業者によって淘汰されていくという過程（たとえば、地方の酒造業者の下請け化など）が進行し、他方では、そうした淘汰の結果として、さまざまな生業の複合によって生活を営んでいた農山村が農業（たとえば米作）や林業に特化し、また多様な商工業が成立していた都市が近代産業都市へと変貌していくといった変化が起こり、〈農山村―都市〉や〈中小都市―大都市〉などといった全国規模の分業体制が形成されていく。言い換えれば、〈農村化〉と〈都市化〉の同時進行によって現在われわれがイメージするところの農山村や都市が相互規定的・相互定立的に同時に形成されたのである⁹⁾。

近代化をこのように空間的な関係性の下で描くならば、近代化の過程は、東西対立・冷戦構造の崩壊後に加速化したグローバリゼーション、すなわち、ヒト、モノ、カネ、情報が地球規模で自由に移動し、先進国（中心国）と第三世界（周辺国）との間に国際分業体制が出来上がることを意味するグローバリゼーション（地球規模化）と、そのスケールこそ違え、まさにアナログ的な過程であることが分かる。本稿では、この〈全国規模化〉の過程を、以下にその理由を述べるように、〈近代化〉とは区別して、〈ナショナライゼーション〉と呼ぶこととする。

ここで、ナショナライゼーションを定義しておくならば、それは、(1)国民国家が形成され、(2)商品や資本の流通やヒトの移動の全国規模化が進行し、(3)〈農山村―都市〉あるいは〈中小都市―大都市〉などの国内地域分業・分化関係がより明確に生まれてくる過程である——ということができよう。また、この変化を、一地域に焦点を当ててみると、それはその地域がかつては保持していた多様な機能を失い、少数の特定の機能に特化していく過程でもある¹⁰⁾。

ナショナライゼーションは、この定義からも明らかなように、国民国家が政治的ユニットとして形成されてくることを意味する「国民国家化」という側面をも含んでいるが、本稿の強調点は、ヒト、モノ、カネ、情報の国内での自由な移動を意味する〈全国規模化〉としてのナショナライゼーションに置かれている。

なお、ナショナライゼーションとグローバリゼーションとの差異の中で重要なのは、そのスケールの違いとともに、ナショナライゼーション過程におけるその中心となる（国民国家の）中央政府の存在である。無論、東西対立・冷戦構造の崩壊によって世界が一つのよりまとまりをもったものとなったことや国連の存在が、国民国家における中央政府の働きと類似の働きをしていると言えなくもないが、その有無はやはり決定的に重要である。

たとえば、ナショナライゼーション過程において進行する国内地域分業・分化は、市場経済に基づき自然発生的にも生じてくるが、中央政府や地方政府によって政策的に形成されもする。後者の場合には、その国内地域分業を促進するための様々な法制度が準備されることになる。

なお、地域の機能特化は、特定産業への機能特化のみを指すわけではない。農山村は、資源・エネルギーの供給地として機能特化したばかりではなく、ヒトの供給地としても機能特化した。ヒト

の供給地としての機能特化に関していえば、農山村は、ただ若者を都市へと送り出すだけではなく、市場の雇用調整メカニズムに組み込まれることで、不況下の都市で発生した失業者を吸収するバッファの機能を長年にわたって担ってきた¹¹⁾。

ナショナライゼーションとグローバリゼーションとの対比ではなく、それら二つの関係について述べておくべきことは、前者が後者の進展に伴って再編され続けるということである。たとえば、ナショナライゼーションは、グローバリゼーションの急速な進展と重なることによって、1980年代後半以降の日本においては大都市の中の大都市である東京への一極集中を生み出した。

2. 近代化とナショナライゼーション

以上のように、現代のグローバリゼーションの時代から近代化を逆照射するという形で、ナショナライゼーションという概念を措定すると、近代化という概念がこれまでとは違った意味を担った概念であることが明らかとなる。

近代化という希望

環境やリスクあるいはポストモダンという言葉が盛んに流通する現在でこそ、近代化は、そのネガティブな側面についてさまざまな角度から語られるようになったが、従来、近代化は、さまざまな意味での希望とともに語られた概念であった。すなわち、一方では、技術的進歩を基礎として都市において近代産業が盛んとなり人々を豊かにし、他方では、封建的で抑圧的な社会が自由や平等を中心的な価値とする都市的な社会へと変化すること——を意味した。近代産業は人々を豊かにし、都市は、ヨーロッパ中世において「都市の空気は自由にする」と表現されたのと同じように、人々を自由にするというわけである。

近代化は、いずれの日にかすべての人々が、さらにはすべての国々が、自由と平等そして豊かさを享受することができる時代がくるという希望と共に語られ、また、後進国と呼ばれる国々においても将来的にはいずれ近代化を成し遂げる日が来るという信念の下で推し進められたのである¹²⁾。

近代化の再定義——ナショナライゼーションというパースペクティブの下で

しかし、ここで新たに措定されたナショナライゼーションという概念の下で近代化を再照射してみると、近代化という概念は、ナショナライゼーション過程全体の一部の現象（都市化、都市における産業化、都市における自由や平等そして豊かさなど）を〈都市中心主義〉的な価値観（バイヤス）の下で描いたものであることが明らかとなる。

ナショナライゼーションという概念は、国民国家内部の〈空間的な関係性〉への視点（関係論的視点）をもつ概念、言い換えれば、都市中心主義的なイデオロギーから自由な形で、〈農村—都市〉あるいは〈中心—周辺〉などといった関係性の下に近代を捉え直すことができる概念である。ところが、近代化（あるいは近代）という概念は、そうした〈空間的な関係性〉への視点を欠き、近代都市あるいは近代国家の先進的なモデルを措定し、そこからの遅れあるいは偏差・誤差によって個々の地域・都市あるいは国家を評価するモデル論（実体論）的な概念であるということが明らかとなる。

ナショナライゼーションという関係論的な視点の下では、〈農山村—都市〉関係の下での過疎や過密という現象は、ナショナライゼーションがもたらす一現象の理論上対等なる二側面に過ぎない。しかし、近代化というモデル論的な視点の下では、過疎は、農山村へのノスタルジーが広がった現

在とは異なり、農山村が近代化された自由な都市と比べて不合理な古い因習に縛られた遅れた社会であるという考え方と関連づけて語られた。すなわち、過疎は、農山村がもつその固有の特性によって発生している問題であるという本質論的な枠組みの下で解釈された。

一方、過密は、都市の人口急増期においてこそ注目されはするが、都市中心主義的なバイアスをもつ近代化という概念の下では当たり前のこととなりほどなく無徴化され、言葉としてすらも死んでいくことになった。これに対して、過疎は、その悲惨さゆえに有徴化され（過疎の有徴化）、近代化の影あるいは裏面などといったニュアンスの下に語られるようになった。

以上から明らかなように、近代化という概念は、ナショナライゼーションという概念と比べて都市中心主義的なバイアスを帯びている。しかし、ここで、近代化という概念がナショナライゼーションという概念によって置き換えられるべきであると主張するつもりはない。近代化という概念は、社会が向おうとする方向（都市化、産業化）を明確に示すベクトルをもった概念である。これに対して、ナショナライゼーションは、たとえば農山村—都市という関係性の下に近代化という概念のベクトルを相対化する概念である。それゆえ、この都市化、産業化へと向うベクトルを端的に表現しようとする際には近代化は依然としてその有効性を保持している。しかし、それは、理論的・概念的な有効性ではなく、近代化が目指された時代の人々の意識・思想を表現する言葉としての有効性である。

近代化とグローバリゼーションの関係についても述べておこう。モデルとしての近代は、そのモデル性ゆえに、言い換えれば、モデルとしての近代化された地域への憧れを人々に抱かせるがゆえに、人々に地元を捨てさせ、近代のさらなる中心へと向かわせる力をもっている。地方の青年たちのまなざしは、たとえば大阪を通り越して東京へと向かい、さらにはその東京をも突き抜けて、世界の中心であるアメリカへ、そしてニューヨークへと向かう。

モスクワの赤の広場の、そして北京の天安門広場のマクドナルドのMのマークは、グローバリゼーションの結果であると同時に、近代化というモデル概念がそのモデル性ゆえにグローバリゼーションを生み出していったということを象徴的に表してもいる。

急速に発展していくグローバリゼーションの過程を反映する形で生みだされたウォーラーステインの「世界システム論」は、資本主義世界経済の中心をなす欧米先進諸国が周辺をなす第三世界の収奪の上に成り立っている、言い換えれば、周辺との〈空間的な関係性〉の下に世界の中心諸国たりえている——ことを指摘している（ウォーラーステイン1981, 1987）。ナショナライゼーション論の批判の焦点が〈都市中心主義〉に向けられているのと平行な形で、世界システム論による批判の焦点は〈先進資本主義国中心主義〉に向けられているのである。

3. ナショナライゼーションがもたらす国内分業体制の環境破壊的性格

ナショナライゼーションがもたらす国内分業体制は、それぞれの地域の生態学的なあるいは経済的な自己完結性（soundness——地域の一つのユニットとしての完結性とその健全性）を不要とするようになる。その地域にたとえ農業や漁業が存在しなくとも、また逆に工業が存在しなくとも、それぞれの地域がそこに居住する人々の生活を維持できるようになる。これは、一見素晴らしいことのように見えるが、裏返していえば、その地域に分業体制の下で求められるもの以外は、見限られ見捨てられ、またたとえ破壊され汚染されても顧みられることがないということを意味する。

国内分業体制が未確立で、それぞれの地域の生態学的なあるいは経済的な自己完結性（soundness）が人々の生活の維持のために必要とされた時代（たとえば幕藩体制下の藩政時代）においては、人為的に引き起こされた環境破壊は、意外なことにもその地域の権力者によって強権的に抑圧しなければ鎮圧できないような手強い反撃に出会うことになる。それは、その環境破壊が人々の生活に致命的なダメージを与えかねないからであり、生き死にを左右しかねないからである。足尾銅山による鉱毒被害に対する農民の抵抗運動の激しさ（菅井，2001）は、その被害の甚大さもさることながら、ナショナルライゼーションが明治期の当時ではあまり進行していなかったことの結果でもあると言えよう。

ところが、国内分業体制の確立は、人々をそうした環境破壊に対して無関心にし、加害者告発の声を弱いものにしていける。直接の被害者が声を上げるかもしれないが、その人々が携わる産業が、たとえば河川や湖沼での内水面漁業のような弱小・零細なものであるならば、その声は容易に封じられてしまう。地元の普通の人々もほとんどなんらの痛痒もなくそれを受け止めることができるようになる。

それは、一つには、ナショナルライゼーションの下では、その地域が担ってきた機能が、たとえば生産的機能が、他の地域の生産によって代替されてしまうからである。自己完結性の欠如によって、それぞれの地域が生きられる社会となったからである。そして、環境破壊によって引き起こされた被害に対する補償が加害者によってあるいは国などの補償制度によってなされるならば、環境破壊は社会問題化を免れてしまうのである。

もう一つの要因としては、人々の移動の〈自由〉の成立を挙げることができよう。人々は、ナショナルライゼーション（国民国家化）の下で国内を自由に移動できるようになり、移動という形で環境破壊という問題を〈回避〉するという選択肢を獲得した。問題はそこにある、しかし、人々は移動によってその問題を回避してしまう。たとえば、大気汚染や騒音などと対峙するのではなく、清浄な空気を求めて郊外へ移住するという現象が広範囲に見られた結果、大都市の中心部では人口の空洞化現象が起こることになる。また、汚染に曝された零細漁業の後継者たちは漁業を見限り都市へと出ていってしまうというわけである。

ナショナルライゼーションの下で形成された、生産的機能の他地域による代替可能性、補償制度、そして人々の移動可能性といった要因は、環境破壊を存続させながらその社会問題化を抑止するという可能性を生み出す。そして、それらの環境破壊の蓄積は長いタイムスパンで見ると、より大きな環境破壊を生み出すリスク要因となるのである。

なお、国内分業体制の下では、国内の各地域の生態学的なあるいは経済的な自己完結性が不要となる——という現象は、すべての国において当てはまるということでは決してない。それは、先進国においては妥当するとしても、第三世界の国々においては妥当しない。

グローバリゼーションの過程で国土全体が大幅にモノカルチャー化した第三世界の国々では、モノカルチャー化によって伝統的な主食作物の生産が行われなくなった場合、それらあるいは代替食料を輸入に頼らざるを得なくなる。しかし、それを購入できない人々は居住地を捨て都市へと流入し、スラム居住者とならざるを得なくなる。

豊かな先進国においては、その国内のある地域が何かを生産できなくなり、それを国内の他地域から調達できない場合であっても、外国から輸入すれば済む。たとえば、有明海のノリが不作なら、

韓国産のノリを輸入すればよいというわけである。日本の食料自給率は40%に過ぎないが、グローバル化の下での国際分業体制が維持され日本経済が一定水準を維持しているかぎり、日本人々は飢えることがない。先進国においては、生産の代替可能性は、グローバル化の進行によってさらに高まることになる。

しかしながら、先進国といえどもそのある地域の機能特化がグローバル化によって破綻し、なおかつ新しい機能特化の道を見いだすことができない場合には、その地域が深刻な経済的打撃を受けることになるのは同じである。日本の山村も、後述するようにその例外ではない。

Ⅲ. 流域社会とリスク

1. ナショナル化過程における国内地域分業

流域を一つのユニットとして考えた場合、地域分業（機能特化）は、上中流域の農山村と下流の都市との間で形成され、それは戦後に急速に進展することになる¹³⁾。

戦後の復興期、そして高度経済成長期を通して、都市は、戦前の軽工業から重化学工業への産業構造の転換に合わせる形で臨海部において、そしてその多くが大河川の河口部付近において成長していった。

都市に集積し発展を続けていった重化学工業は、その発展の規模に合わせるように都市への人口集中を生み出し、都市近郊にスプロール的に住宅地域を形成していく一方で、その新たな立地場所を求めて沿岸部の埋め立てを進めていった（若林，2000）。

また、鉄鋼業などの用水型産業を中心とする重化学工業は、多くの水を必要とし、地盤沈下が社会問題化するまでは地下水を水源とし、その後は、河川の表流水にその水源を求めるようになった。また、大量の電気をも当然のことながら必要とした。

このような臨海部における都市の発達・繁栄に対して、河川の上中流部の農山村は、水・木材・薪炭・電気、あるいは米を中心とする各種の農産物などの資源・エネルギー・食料を開発・生産・供給し、ヒト（働き手）を都市へと送り出す役割を担っていった。無論、日本の農山村は、地理的・歴史的に多様であり、また農村と山村を一括りにできるわけではない。そこで、以下では、その地理的・歴史的な多様性についてはそれを捨象せざるを得ないが、山村を対象を絞り、山村と都市とを対比するというかたちで議論を進めていくこととする。

戦後復興期の山村では、都市における木材・薪炭需要の拡大に呼応する形で林業景気（木材景気、薪炭景気）が起こり、山間部の村や町も大いなる賑わいをみせた。その当時には、木切れと言えそうなものまで値段がついたという。

また、電気や水資源を生み出すためにダム建設が各地の山村でおこなわれ、そうした地域はダム建設に伴う雇用などの発生や労働者の流入によってダム景気と呼ばれるような活況を呈した（山村経済研究所，1994）。

また、都市や山村でのそれぞれの開発を促進し、開発の引き起こした諸問題を解決するために各種の法制度が整えられていった。都市においては、土地区画整理法（1954年）、住宅公団法（1955年）、新産業都市建設促進法（1962年）、工業整備特別地域促進法（1964年）、新都市計画法（1968年）、都市再開発法（1969年）、各種の公害規制法（1970年）、公有水面埋立法改正（1974年）などが、山村においてはダム関連の電源開発促進法（1952年）、特定多目的ダム法（1957年）、水資源開

発促進法（1961年）、新河川法（1964年）などの諸法や過疎地域対策緊急措置法（1970年）、水源地域対策特別措置法（1973年）などが、また、農山村と都市の双方に関わる全般的なものとして土地収用法（1951年）や公共用地取得特別措置法（1961年）などの土地取得に関連する法律が整備されていった。そして、忘れてはならないのが、国土総合開発法（1950年）とそれに基づく第一次（1962年）以降の全国総合開発計画である。

2. 国内地域分業が胚胎させたリスクの顕在化

戦後の急速なナショナルライゼーション過程において形成された国内地域分業は、都市や農山村に繁栄をもたらした。しかし、国内地域分業は、その形成・進展と同時にあるいはまたその後徐々に様々な問題を生みだしていった。ここでは、それらを次の二つの過程として、すなわち、

- 1) 国内地域分業が直接的にもたらす歪み
- 2) 国内地域分業が胚胎させたリスクの漸次的な顕在化

という二つの過程として区別して考えておきたい。

しかし、これら二つの過程は、国内的に閉ざされた過程として進行したわけではない。戦後には、グローバルライゼーションによって国内地域分業が破綻するという現象も加速度的に進行し始めた。本稿では、これを、

3) グローバリゼーションによる国内地域分業のドラスティックな破綻
と呼ぶこととし、これら三つの過程全体を、〈国内地域分業が胚胎させたリスクの顕在化〉として概念化しておくこととする。

以下では、都市と山村の双方において、これら三つの過程がどのように進行したのかを、流域に焦点を当てつつ論じていこう。

2-1. 産業公害から産業の空洞化へ

——都市における〈開発と過密〉が胚胎させたリスクの顕在化

都市における産業公害——産業化が直接的にもたらす歪み

ナショナルライゼーション過程において形成された国内地域分業は、都市に繁栄をもたらす一方で、多くの歪みを直接的な形で生み出した。

都市におけるその歪みの典型は、言うまでもなく1960年代に最悪の状況を呈した産業公害である。大都市部における産業公害は、大気汚染にしろ、水質汚染にしろ、人口の高密度地帯に産業が集積するという二つの条件が重なることによって発生している。人口密度の高い日本では、これら二つの条件の重なりが、都市における公害・災害（大気汚染、水質汚染、地盤沈下による高潮・洪水被害、地震・火災など）の大規模化のリスクを生みだしている。

これらの問題についてはここであらためて多くを語る必要はないが、水質汚染に関わるいくつかのことは述べておこう。一つは、産業発展と水質汚染との意外な関係についてである。『東京湾の環境問題史』（若林敬子、2000）は、東京湾の河口部に形成された広大な干潟の埋め立てをめぐる攻防、漁民と埋め立て事業者との攻防の歴史を詳細に描いた著書である。その歴史記述から気付かされるのは、〈汚染は近代化の先兵である〉ということである¹⁴⁾。本州製紙事件（1958年）は、地元千葉県浦安町（現浦安市）他の漁民たちが国会への陳情の帰路、汚排水を垂れ流す江戸川工場に

乱入し、機動隊と衝突するという大事件に発展したことで、この事件が契機となって公共用水域水質保全法と工場排水等規制法が制定された（1959年）ことで有名であるが、この事件に象徴されているように、漁民たちは、自分たちの生活を賭けて汚染（産業公害）や埋め立て事業計画に立ち向かった。しかし、その後も不特定多数の工場から排出される汚排水は結局彼らの漁場に致命的な打撃を与え、漁場を失った漁民は最後には補償金と引き換えに漁場の埋め立てをみずから埋め立て事業者に申し出るまでに追い込まれることになる¹⁵⁾。

汚染は漁民をじわじわと追いつめ、埋め立てへの地ならしをしていったことになる。私が〈汚染は近代化の先兵である〉と言うのはまさにこれである。汚染は、ただちに産業活動の結果生まれてくる付随的なものあるいは副次的なものではなく、産業活動に対して抵抗する者を排除しその拡大・発展を可能にしたという意味においてまさに先兵の働きをしたのである。無論、こうした経過の背後には、汚染にもかかわらず工業生産を優先させる国家の産業化政策があったことを忘れることはできないのであるが。

水質汚染に関して述べておきたいもう一つのことは、重化学工業地帯の多くが河口部に立地していることの河川への影響である。河口部の汚染は、遡河性魚類に対して甚大な影響を与える。特に、年魚とも呼ばれ一年間でその一生を終え、その稚魚が河口付近の海で成育するアユのような魚は壊滅的打撃を受けてしまう。先にも述べたが、アユは日本の淡水魚を代表する魚と言われ、人々に親しまれ、各地の川自慢の種となってきたが、そのアユの河川からの消滅は人々の川離れを急速に引き起こすことになる。

都市の新たな公害としての〈環境問題〉——〈過密〉が胚胎させたリスクの顕在化

産業公害は1960年代の後半において当時のもっとも重大な社会問題の一つとなる。それは、新潟水俣病や熊本水俣病の患者・被害者をはじめとする各地の公害被害者が企業や国に対する裁判等による告発運動を展開する一方で、そうした被害者を出さなかった地域においても大気は汚れた河川や海はヘドロにまみれ、悪臭を放ち、耐えがたいまでに汚染が進行したからである。

こうして、汚染源企業は批判の矢面に立たされ、公害反対の世論が沸騰することとなる。これを受けて、1970年秋のいわゆる「公害国会」において多くの公害関連の規制法が新たに制定されまた改正されることとなった。これら各種の公害規制法は多くの問題を孕んでいたが、一定の効果をもち、公害は一応沈静化の方向へと向かうこととなった。

企業などから排出されるいわゆる点源汚染（ポイントソース汚染）がこうして規制されていったのと逆比例的に汚染の主役と見なされるようになったのが、化学合成洗剤などで汚染された家庭排水である。いわゆる面源汚染（ノンポイントソース汚染）である。1970年代には下水道の普及率は大都市の一部の地区を除き非常に低く、家庭排水は処理されることのないままに河川に垂れ流され、都市近郊の住宅地区を流れる河川では化学合成洗剤が激しく泡立ち、生物のまったくといっていいほどに住まない死のドブ川と化していた。都市の過密が、河川環境に壊滅的打撃を与えたのである。

また、琵琶湖、霞ヶ浦などの閉鎖性水域をなす湖沼においては化学合成洗剤に含まれるリン分による富栄養化問題や合成洗剤の生物毒性の問題が取り上げられるようになった。琵琶湖においては、南湖でのアオコの発生が社会問題となり、琵琶湖を飲料水源とする下流地域では飲料水の安全性問題やカビ臭問題が人々の不安を掻き立てた（辻田，1985，脇田，2001参照）。

「公害」という言葉に代わって「環境問題」という言葉が登場するようになるのは、家庭排水や

自動車の排気ガスによる大気汚染が問題とされるようになったちょうどこの時期である。それまでは工場からの排水や排煙によって被害を被っていた住民が家庭排水や自家用車の排気ガスの排出によって加害者の立場に立たされるようになり、従来の公害という言葉が意味していたものとは違った形の汚染が問題とされるようになった。

普通の人々の日常生活の結果が問題とされるようになったのである。ここに登場してくるのが中央省庁サイドから出された〈加害者－被害者関係の錯綜論〉であり、責任帰属のベクトルは、生産者である企業から消費者という名の個人や家庭へとシフトしていった。ここでこれ以上論じることにはできないが、生産社会型汚染から消費社会型汚染への移行に伴って、〈公害〉が〈環境問題〉という言葉によって取って代わられたことの意味（生産者への責任帰属から消費者への責任帰属への変化）については慎重に考えなければならない（田中，1993，1994参照）。

流域にかかわる都市の過密問題については、都市水害の問題を忘れてはならない。都市への人口の大量流入は、新たな住宅地の造成を必要とし、大都市近郊では、丘陵地帯において宅地造成がなされる一方で、河川付近の水田や洪水時に遊水池の役割を果たしていた低湿地にも住宅が建てられるようになった。「都市近郊は都市化のなかで、地価の相対的に安い水田から、スプロール的に都市的土地利用に転用されていく」（山崎，1994）ことになり、それゆえに水害に弱い住宅地が拡大してゆき、それが新たなタイプの水害の原因となったのである。

しかし、このことを人々が意識しているのかといえば決してそうではなかろう。これらの都市水害が、近代化の下での流域の変容を原因とするという認識は希薄であり、堤防の強化が叫ばれることはあっても、住宅の立地そのものに人々の目が向うことはあまりない。こうして、水害危険地区での住宅建築が続くこととなる。

産業の空洞化とウォーターフロント再開発——グローバリゼーションによる破綻

ナショナルイゼーションの下での国内地域分業は、グローバリゼーションの下で進行する国際分業体制によってしばしば破綻する。

すでに述べたように、ナショナルイゼーションはグローバリゼーションとほとんど同じ論理で展開していく。しかし、皮肉なことにも、ナショナルイゼーションの下での国内地域分業は、グローバリゼーションの下での国際分業体制の下で作られた、たとえばより安価なあるいは高品質の製品の流入によって破綻してしまう。

日本の産業構造は、戦後、繊維産業などの軽工業から素材生産中心（鉄鋼、石油化学など）の重化学工業へ、そして、自動車生産、ハイテク産業へと変化してきたが、それらの変化のほとんどは世界各地のそれぞれの新興産業地域にそれらの生産の中心が順次移行していったことに起因している。

このような産業構造の転換に関連した河川に関する重要な変化としては、素材生産をおこなう用水型産業が衰退していったことである。用水型産業の衰退は、オイル・ショック以後の工場内での水の循環再利用の促進と相まって、工業用水需要を減退させていった。これは、中央省庁の水需要予測を狂わせる一つの要因となり（嶋津，1991）、現在では、ダムや河口堰の建設反対運動において、反対側と推進側での重要な論争点の一つとなっている。

産業構造の転換は、さらに進み、ハイテク産業へとその中心が移行していく過程において、大企業ばかりではなく中小企業も安価な労働力を求めて工場の海外移転をおこなうようになり、日本国

内の「産業の空洞化」が進行した。河口部や臨海部では、工場移転に伴って大規模な工場跡地が出現し、そこにおいてウォーターフロント再開発が行われるようになった。1980年代後半のいわゆるバブル経済期には、大規模なウォーターフロント再開発計画がめじろ押しとなり、東京や大阪などの大都市の河口部で再び大規模な埋め立てが行われ干潟の消滅などの自然環境破壊が進行し、バブル経済崩壊後には中断された計画が負の遺産として都市の財政を圧迫する主要な要因となっている。

2-2. 林業の衰退と過疎へ——〈開発と過疎〉が胚胎させたリスクの顕在化

山村におけるナショナライゼーションによる国内地域分業がもたらしたリスクについて、以下ではダム開発と森林開発そして過疎問題を中心に論じるが、それらは混然一体となっており、山村が直面する問題の根深さを物語っている。

2-2-1. ダム開発——開発が胚胎させたリスクとその不可視性

反対運動の挫折と立ち退き問題——ダム開発が直接にもたらす歪み

ダムは、一方で人々に近代的で豊かな生活をもたらしたが、他方では伝統的な社会システムを破壊し、そこに築かれてきた川と人との関係を希薄化させてきた。このことについてはすでに述べた。以下では、ダム建設が、その建設時点やその後においてどのような新たな問題を生み出してきたのかを見ていこう。

ダム建設は、建設作業の機械化が進む以前は、地元雇用をもたらし、それに外部からの滞在者も加わって地元市町村にダム景気をもたらした。

しかし、ダム建設は、建設着工に到るまでに5年、10年、さらに場合によっては20年、30年といった長い道のりを必要とする。ダム建設は、多くの場合、先祖代々住み慣れてきた故郷から出ることを居住者に強要することになり、当然のことながら反対運動が起こる。居住者には見知らぬ移転先での新しい生活への不安も反対の大きな要因の一つである。そして、たとえ建設事業者のあの手この手の戦法（戦略）によって¹⁶⁾、反対運動が絶対反対からいつしか条件闘争となり最後には建設事業者との合意に至るとしても、その経過において、地元の市町村は、反対・賛成あるいは補償額の多寡をめぐるしばしば四分五裂となり人々はお互いに疑心暗鬼となる¹⁷⁾。こうして、ダム問題は、その結末がどのようなものであれ、地元の人々にとってしばしばそれに言及することが忌避されるタブーとなってしまう。

そして、ダム建設が決定されると、立ち退きを契機とする村外への流出者が発生する。ダム建設は、直接的な形で過疎をもたらす。また、過疎は、村に残された人々の生活便益（商店の離村など）の後退をもたらし、ダムによる集落間の分断が発生するような場合にはそれが増悪され、それが新たな流出者を生む¹⁸⁾。

ダムがもたらすリスクの不可視性

ダムはそれが完成された後も多くの問題を発生させる。ただし、それらは、工場からの汚排水がもたらす被害の即時性・直接性・特異性と比べるならば、徐々に影響を及ぼしてくるものが多く¹⁹⁾、またあるものは後々に唐突に起こる（ダム水害）。しかも、それらの多くは、人々がこれまでに見たこともないような特異な現象として起こるのではなく、ダム建設以前にも起こったことのある〈自然現象〉と類似の現象として現れる。それゆえ、それらがダムによって引き起こされた現象で

あるのかどうかの判断が専門家以外にはむずかしいあるいは地元のごく一部の人々にしか理解できないという問題がある。以下、それらの問題を列挙してみよう。

ダム上流部での河床の上昇。これは、ダムに流入する河川の河床が土砂の堆積によって上昇する現象であり、水害の原因となり、これまで水害に見舞われたことのない地域が水害常襲地となることもある²⁰⁾。一方、ダムの下流部では、土砂がダムによってせき止められ供給されなくなり、河床が低下する。これにより、橋脚が掘り崩されるあるいは農業用取水堰の付け替えを余儀なくされるといった被害が発生する。また、ダム下流部では通常レベルの洪水が起きにくくなることから、川底が石で洗われることがなくなり石に垢がつき、アユの生育が悪くなるあるいは産卵がうまくいかないといった問題も起きる（中里，2000）。また、ダムから流れ出る濁水問題は、漁業や観光にとって大きな問題となる。

ダム自身にとっても非常に大きな問題となるのが、ダムへの堆砂問題である。ダムには上流から常に土砂が流入し、それが堆積していくことになる。ダムの寿命は100年という計算で建設されているというが、上流部の地質や降雨量などの要因によって土砂の流入・堆砂が激しいダムでは100年の寿命を待たずにダムの大半が土砂に埋まっているというケースも多く存在する²¹⁾。そうになると、ダムは有効に所期の目的を果たせなくなるばかりか、巨大なしかも危険な産業廃棄物となる可能性が高まる。

この堆砂問題は、ダム下流部での河床の低下問題を引き起こすばかりではなく、土砂の供給が途絶えた河口部では海岸侵食が大きな問題となってくる（長崎，1998）。河口部に限らず、現在では全国の海岸で砂の流出を押さえ海岸侵食による災害を防ぐため消波ブロックが海岸ばかりではなく沖合に投入されており、景観破壊をも引き起こしている。これには、治山治水のための砂防ダムが数多く作られたこと、建築材料（コンクリートの素材）として川砂が全国の河川で大量に採取されたことと並んで、全国で3000に及ぶダムが建設されたことが大きな原因となっている（中村，1999）。また、ダム上流部では、ダムへの土砂流入を防ぐために次々と砂防ダムが建設され、自然環境破壊や景観破壊が進むという問題があまり人々に知られることなく進行している（浦，2002）。

黒部川ではこの問題を解決するために排砂式ダムが建設され、試験的に排砂が数回にわたり行われたが、その結果はダムに堆積したヘドロによって悲惨なものとなった。ダム下流部の魚類が死滅したばかりではなく、黒部川が流入する富山湾でヘドロによる深刻な漁業被害が発生し、社会問題となっている²²⁾。

最後の挙げておきたいのが、ダム水害である。もっとも有名なものの一つが、イタリアで1963年に発生したバイオント・ダムの水害被害である。この事故では、2600人の命が奪われている（アメリカ内務省開拓局，1983）。

ダムを原因とする災害についてはいくつかのタイプのものがあるが、日本で発生してきたと考えられるのが多目的ダムの引き起こす水害である（同）。現在日本に存在するダムの多くは多目的ダムとなっている。多目的ダムとは、発電、利水、治水といった複数の機能を果たすべく作られたダムである。ところが、利水と治水という目的は、現実には矛盾しており（治水のためにはダムは貯水量ゼロの状態が望ましいが、利水のためには常に満水であることが望ましい）、その矛盾の解決をダムの水量調節によっておこなっている。ところが、予想外の降水量がダムの上流部で発生した場合、ダムは洪水がダム本体を越流しダム破壊を引き起こすことを回避するために緊急放水をおこ

なわざるを得なくなる。これが、すでに増水している下流部へ一気に流れることから下流部で水害が発生するという問題である²³⁾。

ダムがもたらすリスクの拡大可能性——〈人災の天災化〉と〈天災の人災化〉

ダムが引き起こす問題の一部には、たとえば濁水問題がそうであるように、普通の人々にもそれがダムに起因するものであると分かる問題もある。しかし、その他の問題は、以上の問題を見ていただければ分かるように、普通の人々にはダムにその責任を帰属することが困難な問題が多い。

これはいったい何を意味しているのか。それは、ダムがもたらすリスクの不可視性であり、それゆえに、ダム災害が自然災害として現象する、言い換えれば、自然災害と見なされてしまう可能性である。過去に建設省がダム下流部で発生したいずれかの水害をダム水害であったと公式に認めたことはおそくないであろう。それどころか、非常に皮肉な言い方をするならば、ダム水害を自然災害であると人々に見なさせ、その「自然」災害を防ぐためには新たなダムが必要であるとの論理を組み立てることによって、新たなダム建設をおこなったあるいはおこなおうとした可能性はそれほど小さなものではなかろう²⁴⁾

これを端的に表現すれば、〈人災の天災化〉である。ダム災害が自然災害・自然現象と見なされるのである（自然災害化・自然現象化）。ダム事業は、この〈人災の天災化〉によって、人々からの信頼を失うことなく、その拡大が可能となる。しかし、それは、同時にリスクを拡大していくことでもあり、それらのリスクが顕在化し社会問題となったときには取り返しのつかない段階に至っているという可能性を高めることとなる。このように、ダムがもたらすリスクの現実化は、それが天災と見なされることによってダムのリスクをさらに拡大していく可能性がある。

ここで注意しておかなければならないのは、〈人災の天災化〉とは逆の〈天災の人災化〉も存在するということである。前者は、近代化がもたらすリスクの顕在化を阻止する論理として機能したが、後者は、近代化がもたらしたリスクが社会全体を覆うまでになり、環境的リスクへの対策事業や環境の事業化や商品化が盛んに行われるようになったリスク社会において、それらの事業をさらに推し進める論理として機能する²⁵⁾。

リスク社会においては、リスクがしばしば自然現象化（たとえば、汚染から温暖化へという変化）することで、リスクはより不可視化しており、何が人災で何が天災かの区別をするのが専門家にも困難になっている²⁶⁾。ここには自然と人間との相互作用を主題とする環境問題研究の落とし穴が潜んでいる²⁷⁾。

ダムのもたらすリスクの拡大可能性は、ダムが政策的に国内地域分業を促進するために建設されていったことによって高まっている。

ダムは、まず国家財政を後ろ盾として建設されている。このことがダムの継続的建設を財政上可能にし、しかも建設時点では国ならびに地方自治体に大きな負担がかからず、後々に債務の返済という形で負担が発生するというダム建設固有の財政制度が存在し（特定多目的ダム法）、それが財政的リスクを過小評価させる要因となり、ダム建設をさらに促進する。すなわち、大手のゼネコンや地元の建設業者が建設時点でまず潤うというシステムが出来上がっており、それが短期的には地元の自治体にも魅力となり、長期的な財政的リスクを冒してしまう可能性を高めるのである。

戦後の財政難の時代に、財政負担や財政的リスクの分散（返済を長期なものにするという時間上の分散と、関係当事者を国や地方自治体ばかりではなく、各種の用水事業者にも分散するという形

の関係当事者間の分散)によってダム建設を促進するために出来上がったシステムが、高度経済成長期以後の財政が豊かになった時期においても変更されることなく継続し、結局は、巨大な財政赤字を国や地方自治体などに生む一つの大きな原因となってしまったのである。

ダム建設は、それに対する反対運動などの抵抗を緩和するシステムである公共用地取得のための法制度や電源開発地あるいは水源地となる自治体を優遇する電源開発地域特別措置法や水資源開発地域特別措置法などの法制度によってもバックアップされている。もちろん、それらによっても地元自治体や住民を説得できないときには、ダム建設用地の強制収用をおこなうこともできるように法律（強制収用法）は整備されている。

すなわち、国家がその政策を変えないかぎり、財政上でも法制度上でもダム建設が継続していくシステムが出来上がっているのである。ナショナライゼーションの過程において国家が政策的に国内地域分業を推し進めた場合には、その国家権力ゆえにその分業がもたらすリスクは取り返しがつかないまでに拡大してしまう可能性が高まる。日本各地に原発銀座があるように、ダム銀座と呼ばれる地域も形成されており、将来世代は、地方財政の赤字の中で営々と老朽化したダムの撤去のために巨額の財政支出をおこなわなければならないことは明らかである。このように、ダム建設問題の背後には、「政官財の癒着」論だけでは語れない根の深い要因が存在しているのである。

ダム開発とグローバリゼーション

——グローバリゼーションによる国内地域分業のドラスティックな破綻

このように際限なく作られ続けているかに見えるダム建設も、戦後すぐの時期にグローバリゼーションの波に一度洗われている。1950年代から60年初頭にかけていくつかの巨大なダムが建設されたが、それらはみな発電用ダムであった。電源開発株式会社や各地の電力会社は、競って大型ダムを建設した。しかし、発電事業は、1960年代にはすでに火力発電へと比重を移していくことになる。いわゆる「水主火従」から「火主水従」への移行である。それは、海外から輸入される火力発電プラントの規模が大きくなり火力発電の低コスト化が進み、また水力発電用ダムに対する反対運動による建設遅延や立ち退きなどの補償額の上昇がダム建設コストを上昇させたからである（田中、1997b）。

こうして電力会社は、水力発電ダム事業から撤退していく。しかし、1960年代には、電力に変わって水需要の増大がダム建設を促進することとなり、ダムそのものは建設事業主体の中心を電力会社から建設省や農水省などへと変えながらも建設され続けてきたのである。

現在、グローバリゼーションの加速化の下で大きな影響力をもつようになった企業にいわゆる格付け会社があるが、それらの企業は日本の国債の格付けをかなり下方修正している。それは、日本政府の巨額の財政赤字を重視した結果であるが、その財政赤字の拡大においてかなり大きな比重を占めているのが、ダムを一つの主要な目的とする建設国債の累積である。ダム開発のリスクは、このように日本経済を脅かすまでに拡大してしまったのである。

一方、ダム開発事業は、現在では日本の政府開発援助（ODA）の一つの主要事業となり、開発途上国で日本のゼネコンが主役となったダム建設が盛んにおこなわれている。しかし、その手法は、日本での経験を反面教師として活かしたものとなっているとは到底言えない（松本、1997）。

2-2-2. 〈森林開発〉と〈過疎〉が胚胎させたリスクの顕在化

林業景気と森林荒廃——国内地域分業がもたらすリスク

戦後復興期における木材需要や薪炭需要の増大が林業景気を山村にもたらしたことについてはすでに述べたが、それは、森林の乱伐を招き、チェーンソーなどの導入による機械化がそれを加速化させた。乱伐は、山村に土砂災害（山崩れ）や水害という形で即座に跳ね返っていった。養蚕業が衰退過程にあった山村では、林業への傾斜という形のナショナルライゼーションの中の国内地域分業が進み、それが災害を招いたのである。しかし、その原因は、多くの場合、戦後襲来したいくつかの台風の規模の大きさに帰属された。ここでも、人災の天災化が行われたのである。

また、林野庁は、林業景気を受ける形で全国的に広葉樹林を伐採し、スギ・ヒノキなどの針葉樹林に切り替えていく拡大造林政策をとった。この政策は、当時の山村が林業景気で繁栄し、財政力があつたことも手伝って、全国的に急速に広がっていった。その過程において行われた広葉樹林の皆伐は山を丸裸にし、各地において山崩れなどの災害を招いた。

木材の輸入自由化による林業の衰退——グローバルライゼーションによる破綻

しかし、山村の林業景気は長続きはしなかった。都市への人口集中などで木材の需要はさらに高まり、木材価格の高騰を招いたため、1960年に木材の輸入自由化（外貨割当制による間接的な輸入管理の解除）が行われたのである。この輸入自由化によって山村の林業景気による繁栄は急速に衰えていった。山村は、手荒い形でグローバルライゼーションの波に揉まれることになったのである（木平、2002）。

その後も、円高の進行により輸入される木材の価格はコンスタントに低下し、それが林業経済を蝕んでいった。林業は、木材の輸入自由化というグローバルライゼーションの最初の打撃を受けた後も、都市における工業の発展によって生みだされた円高という形のグローバルライゼーションの影響をじわじわと被っていったのである。

このような経過を経て、現在の山村では、木材を切り出して販売することができないまでに内外価格差が大きくなってしまい、林業関係者の高齢化も手伝って植林地が間伐などの管理をなされることもなく放置されるという状態となっている。放置された拡大造林地の荒廃が進んでいるのである。

それは、土砂災害の原因ともなり、過疎化を加速化する一つの要因となっており（山崎、1994）、そのリスクは今後さらに大きくなる可能性が高い。

また四万十川流域においても、針葉樹の密集によって山肌が裸地化した箇所から微粒砂が流出し河床に堆積し、アユなどの魚類の生息環境を悪化させている。清流で有名なはずの四万十川ですら森林の荒廃は河川に重大な影響を与えている（大野、2002）。

公共事業への過剰依存

工業と農林業との大きな違いは、農林業は自然環境に強く規定されており、工業がおこなったような産業構造の転換をおこなうことが容易ではないということである。木材は戦後の早い時期に輸入自由化が行われたが、農産物の他の品目については輸入自由化の歩みは非常にゆっくりとしたものであった。それは、作物転換の容易でない農林業は、グローバルライゼーションの波を受けるとあまりにも弱くそれゆえに農林家の反対も強かったということにその原因の一つがある。しかし、グローバルライゼーションがもたらす輸入自由化への圧力は強く、かつては聖域であったコメが今や瀬

戸際に立たされている。

ナショナライゼーションによる国内地域分業は、グローバリゼーションによって常に再編されていく。しかし、農林業では、その再編が自然環境による制約の大きさという産業特性から困難である。また、過疎と高齢化はその転換をいっそう困難にする。すなわち、グローバリゼーションによる国内地域分業の破綻は、国内地域分業が胚胎させたリスクを加速度的に深刻化させるのである。

こうした状況のなかで生まれてくるのが、公共事業への依存である。一般道、高速道路あるいは林道、トンネル、橋などの道路関連の建設事業やいわゆるハコモノと呼ばれる各種公共施設の建設、そしてダム・砂防ダム建設などがそれである。これらの公共事業は国や府県からの補助金によっておこなわれるが、地元の自治体による負担部分が必ずあり、それが自治体の財政を徐々に赤字財政へと追い込み、ついには補助金事業を次々に行わなければならない自転車操業状態へと追い込んでいく。公共事業への依存から財政赤字へ、そして財政赤字から公共事業への依存へという悪循環過程が生まれてしまうのである。

こうした悪循環過程で生みだされる道路などの公共施設は、極端に言えば建設過程そのものが目的であり、建設された道路が実際に使われるかどうかは第二次的な事柄となる。たとえば、林道などは、林野庁の政策と相携える形でその規模が拡大してゆき、ブナ林などが残されている森林に伐採計画がないにもかかわらず観光目的などで大規模林道が作られ、その自然環境破壊のひどさから地元ばかりか遠く離れた都市部の人々からも批判が集中し、反対運動が展開されることとなったりもしている（石川、1995、大規模林道問題全国ネットワーク、1999）。

地元の人々にとっての事情も同様である。高齢化が進んだ村の人々にとって、工事現場での仕事は、山仕事よりも安全で労働もそれほどきつくはなく、しかも現金収入が得られるという魅力があり、カネにもならない山仕事は必然的に回避されてしまうことになる。こうして、放置された拡大造林地の荒廃がいっそう進むという悪循環に陥る。

しかし、このような物語の描き方は、事柄の一面を見ているに過ぎないと言えるかもしれない。こうした無駄と自然破壊とを許す別の要因の存在が必要である。それは、グローバリゼーションの過程において国内のこうした事情を抱えた地域にしか事業を展開できない建設業と、それに支えられた政権政党である自民党の存在である（広瀬、1981）。山村は、海外に市場を求めることが困難な中小の建設業者がそこで仕事を確実に得られる貴重な場所となっているのである²⁸⁾。

このように、山村の事情と建設業者や自民党の事情とが呼応する形で、山村の自然環境は林道や大規模ダムさらには砂防ダムなどの建設によって破壊され、しかも手入れを必要とする植林地は放置されたままであるというあまりにひどい矛盾が放置されているのである。

しかも、こうした山村の矛盾や問題にまさにつけ入るかのように都市から出された大量の産業廃棄物が不法投棄を含めその捨て場を求めて山村へと押し寄せている（関口、1996、朝日新聞社名古屋社会部、1997、田中保、1997）。これは、水源地域の汚染を意味し、流域全体に対して致命的な影響を与えかねない問題となっている。

3. リスクの多様性とその相互連関

ナショナライゼーションの下での国内地域分業が流域社会にどのようなリスクをもたらししてきた

のかを本節では論じてきた。ここでは、以上のさまざまなリスクを分類するための軸として〈技術・環境－政治・経済〉、〈可視性－不可視性（可視性の高低）〉の二つの軸を設け、さまざまなリスクが相互にどのようにに関連しているのかについての見取り図を描いておこう。

本節で論じてきたリスクは、一つには、技術・環境的リスクと政治・経済的リスクとに区分することができる（〈技術・環境－政治・経済〉の軸）。技術・環境的リスクは、近代の巨大技術が、その巨大さゆえに計画・設計段階においてはその引き起こす事故の可能性や環境への影響などのすべてを予想しえないことによって、またそれらを見落とすあるいは軽視することによって発生するリスクである²⁹⁾。近代化学工場などの大規模な製造プラントやダムなどがもたらすリスクである。1960年代の産業公害、ダム水害やダムの林立による海岸侵食、あるいは流域下水道の処理場から出る大量の汚泥の問題などがこれに該当する。

一方、政治・経済的リスクには、ナショナライゼーションの下での地域分業がグローバリゼーションによって破綻するといったリスク、あるいはダムなどの公共事業に依存した地域経済運営を行うことが地元市町村の財政赤字を生み出すことなどが含まれる（経済・財政的リスク）。また、ダム建設などが地元の反対を強引に押し切って強行された場合に、その政治手法が地元の人々やその問題に注目していた人々の政治的無力感を生み出すという問題（政治的リスク）が存在することにも注意を払う必要がある。ダムが完成しても、ダム建設に到るまでの地域社会内部の対立によってそのダムについて語ることが地域社会内部の最大のタブーとなってしまうような手法は明らかに公共性に悖るといわざるを得ない。

技術・環境的リスクと政治・経済的リスクとの中間領域として、人口論的リスクあるいは人間生態学的リスクとでも呼ぶべきリスクの存在を指摘することができる。ナショナライゼーションの下で発生する農山村と都市の〈過疎－過密〉問題は、一方では、たとえば限界集落化していく集落を多く抱える山村に極度の無力感を醸成するといった政治・経済的リスクをも生みだすと同時に、他方では、都市型水害などの技術・環境的リスクを生みだす。

技術・環境的リスク、政治・経済的リスク、そして人口論（人間生態学）的リスクという三つのタイプのリスクの相互関連については、その全体像を厳密な形で提示することは、その複雑さゆえにほとんど不可能であるかに見える。今や、技術・環境的リスクの結果としての「沈黙の春」（カーソン、1983）を予測したような明快な形でリスクの相互関連を提示することは不可能となったのである。

しかし、技術・環境的リスクを始発点として考えた場合、それ自身を防ぐための対策が別の形の技術・環境的リスクや政治・経済的リスクを生みだすという循環的な関連を指摘することはできる。たとえば、ダムの堆砂を防ぐための砂防ダムの際限なき建設は、将来的にはダム上流の河川を完全に窒息させてしまうというリスクを生み出すことになる。そして、それは、地元市町村の財政的リスクを拡大し、それがさらなる公共事業依存を市町村の間にまん延させ、それがまた技術・環境的リスクを拡大させるという悪循環的なリスクの拡大再生産を生み出すのである。

リスクを分類するもう一つの軸である〈可視性－不可視性（可視性の高低）〉についてであるが、まず指摘しておくべきことは、技術・環境的リスクの可視性が相対的に高いのに対し、人口論（人間生態学）的リスクや政治・経済的リスクの可視性が相対的に低いことである。

たとえば、現在、市町村を対象とする「平成の大合併」が地方分権推進を旗印として中央政府の

かなり強引なイニシャティブの下に行われている。しかし、それは、実際には、地方自治体、中央政府が環境破壊的な公共事業を営々と行なってきたことに平成不況の長期化が加わることによって共に極度の財政赤字に陥り、中央政府が財政逼迫で喘ぐ過疎の地方自治体への交付金を減額し、中央政府の財政負担を軽減することを最大の主眼として行なわれている³⁰⁾。しかし、この合併問題が先に述べたような悪循環的なリスクの拡大再生産によって生じているとの認識は、その可視性の低さゆえに人々の間では希薄である。

この〈可視性—不可視性（可視性の高低）〉の軸に関して重要なのが、ナショナルライゼーションの下での国内地域分業が「中心」としての都市と「周辺」としての農山漁村とにもたらすリスクの可視性の高低の問題である。都市における産業公害の可視性の高さについては説明を要しないであろう。しかし、ダムなどがもたらすリスクは、それが水害や海岸侵食などといった自然現象として発生することから、すでに述べたように、しばしば天災と見なされてしまうという問題である。

〈人災の天災化〉である。ダム事業は、この〈人災の天災化〉によって、人々からの信頼を失うことなく、その拡大が可能となる。また、そこには、過疎の農山漁村という人の目の行き届かないところで進行しているという意味での文字通りの不可視性も働いている。このような可視性の低さは、産業公害を引き起こした企業が、たとえば水俣病の原因を旧日本軍によって投棄された化学兵器や農薬に帰属しようとしたこと（人災の他の人災への転嫁）の困難さあるいは滑稽さと比べれば、明らかであろう。農山漁村においては、このようにしてさまざまなリスクが拡大再生産されていく。

もう一つ、この〈可視性—不可視性（可視性の高低）〉の軸に関して述べておこなうならば、近代化がもたらした〈豊かさとリスク〉の可視性—不可視性の問題がある。ベックは、リスク社会においては、goods（豊かさ）ならぬbads（リスク）の配分が問題となると考えているが、この豊かさ（goods）の豊かな配分が生みだすリスクに対して、われわれはもっとセンシティブにならねばならないであろう。たとえば、戦後の日本において、水や電気の豊かさが人々に河川などの自然環境への関心を失わせたという問題である。

戦後の日本は、戦後復興期を経て、凄まじいばかりの発展を遂げた。しかし、流域という限られた領域においては、近代化がもたらしたリスクの大きさを目の当たりにするとき、近代技術と近代国家が生み出すリスクの大きさに今さらながら驚愕せざるを得ない。富（goods）の生産における近代技術の有効性とその及ぼす影響の大きさ、近代国家（国民国家という統一国家）の政策の全国的規模での影響力、そして、高度経済成長を遂げた先進国の財政力——これらすべてが現在のさまざまなリスクを極大化させたのである。凄まじいばかりの成功が凄まじいばかりに多様なリスクを生み出す。あまりにも皮肉ではあるが、これこそがまさにリスクの不可視性の最たるものであるのかもしれない。

Ⅳ. 流域における上下流間の〈対立と連携〉

——〈古い対立〉から〈新たな対立〉へ

〈河川の近代化〉が、一方では、河川にかかわる多様な利害関係者間の対立を解消し、豊かさを短期的にはもたらしたものの、他方では、それが川と人との関係ばかりではなく、人と人とのつながりをも解体させていったことについてはすでに述べた。そして、近年、流域環境保全のための上

下流の協力の必要性が強調され、その協力関係を生み出す重要な要素として共通の文化や宗教、あるいは風土が持ち出されていることについても指摘した。

以下では、共通の文化ゆえの協力といった予定調和的な発想、もう少し批判的にいえば、トートロジーにもとづくのではなく、伝統的な流域社会における〈古い対立〉がリスク社会における〈新たな対立〉に置き換えられたとき、その〈新たな対立〉の中からいったいどのような形であるいはどのような論理の下で、言い換えればどのような〈政治の組み換え〉や〈知の組み替え〉の下で、〈新しい連携や共生〉がリスク社会において生みだされてくる可能性があるのかを、前節での議論を踏まえて検討することとする。

1. 対立から連携へ——矢作川モデルの位置づけ

まず、〈対立から連携へ〉という表現の下でどのような状況を想定しているのかを、流域環境保全のモデルケースとしてしばしば取り上げられてきた矢作川（愛知県）における上下流の連携について見てみよう³¹⁾。

この矢作川の上下流の連携において中心的な働きをしたのは、明治用水土地改良区である。同土地改良区は、矢作川から導水した明治用水によって豊かな農業地帯へと変貌した西三河地方にある。その農業用水が窯業などの比較的中小規模の工場などからの汚排水によって汚染され農業被害が発生したことを切っ掛けとして、同土地改良区は、ノリ養殖などへの被害を同じように受けていた漁業者とともに、上流の工場などに対する働きかけを開始した。1960年代初めのことである。

同土地改良区を母体とする矢水協（矢作川沿岸水質保全対策協議会）設立（1969年）に至る経過やその後の経過について詳述することはここではできないが、この矢作川の一つの際立った特徴として挙げられるのが、中流域に工業都市が展開し、中下流部に農業地帯が広がっているというその地理的配置である。

日本の河川は、山村から農村へと流れ出し都市部を貫流し、その河口部で小規模零細な沿岸漁業が営まれているというパターンの河川が多い。そして、都市の大規模用水型産業（鉄鋼、製紙、化学）などからの工業排水の汚染による被害を直接受ける漁業者は、すでに述べたように、一時的には反公害運動を展開することができても、孤立無援の中、結局は衰退の道を歩まざるを得なくなる。こうして河口部が死の川となるというパターンが特に大都市部の多くの河川で見られた。

これに対して、矢作川では、中流域に工業都市があり、中下流域に農業地帯、河口部に漁業が位置するという特異な配置となっており、漁業者は、先に述べたような孤立のなかではなく、農業団体と協力して汚染に立ち向かうことができた。しかも、その農業団体は、明治用水によって乏水地がゆたかな穀倉地帯に変貌を遂げ、かつては「日本のデンマーク」と呼ばれた近代的な農業地帯における強力な農業団体（明治用水土地改良区）であったというわけである。

矢作川での運動は、他の河川の流域ではあまり見られないこのような地理的配置と対立の社会的な構図（中小規模の工場と近代的農業などとの対立）の下で展開し、それゆえに有効な運動となりえたのである。言い換えるならば、この矢作川には汚染を問題とする多様な利害関係者が存続しており、その多様性の存在がはじめは農業者と漁業者の連携の下での汚染源企業との対立関係を生み、その後、ゴルフ場開発などを進めようとしていた上流山村の自治体との対立関係をも生んでいった。そして、その後、上下流間の様々な対立の長期にわたる調停過程が進行し、その結果としてさまざ

まな形の上下流間の連携・協力関係が生み出されていったのである。これが、対立から協力関係への展開の一つの姿である。

しかし、矢作川のケースは、いかに近代化されていようとも日本の伝統的産業である農業が中核となって流域の連携が進んだという点において、〈古い対立〉を比較的色彩濃く残したケースである。そして、〈河川の近代化〉などによって多くの場合消え去ってしまっている〈古い対立〉が、工業地域と農業・漁業地域の特異な地理的配置パターンゆえに戦後においても厳しい対立として持続的に存在することができ、それゆえに上下流の連携・協力関係が利害関係者間の対立の調停過程を通して生み出されたという特異なケースである。

この意味において、矢作川のケースは、〈古い対立〉が多くの場合消え去ってしまっている現代の河川流域における上下流の連携・共生の典型的なモデルとは必ずしもならないと言えよう。無論、このことをもって矢作川の流域協議会の存在意義そのものが否定されるわけではない。その協議会がどのような歴史的な対立の出自をもつにしろ、それが流域を舞台とする見事な公共空間を形成する基盤をつくってきたことを忘れてはならないだろう。

2. リスクの時代／環境の時代における〈新たな対立〉の形成

それでは、現代の河川流域において、どのような〈新たな対立〉が存在し、それらの内のどのような対立が〈新たな連携・共生〉を生み出す可能性を持っているのであろうか。

戦後、河川においては様々な形のリスクが〈河川の近代化〉などを通して形成されてきたことについてはすでに述べた。〈新たな連携・共生〉を生み出す可能性の一つとして、これらのリスクが顕在化し、〈新たな対立〉を河川の流域にすむ人々の間で生じさせる可能性を挙げることができる。すなわち、近代化の結果生み出された潜在的リスクが顕在化することによって形成される対立である。

もう一つは、環境の時代における〈新たな対立〉の形成である。すなわち、環境的価値の台頭により、その環境的価値を内面化した都市住民を中心とするダム建設などの自然環境破壊への告発・反対運動、言い換えれば、〈よそ（他所）者〉の運動によって形成される対立である。

2-1. リスクの時代における〈新たな対立〉——国家によるリスク顕在化の阻止

前者の〈河川の近代化〉の結果生み出された潜在的リスクの顕在化によって生じる対立から見ておこう。

先に挙げておいたのは、ダムに関連するものでは、ダム上流部での河床の上昇と下流部での河床の低下、ダムへの堆砂問題とその結果としての海岸侵食や砂防ダム建設の問題、そしてダム水害であった。しかし、これらの問題は、専門家の間ではよく知られた問題であっても、普通の人々にはまだまだ知られていない問題ばかりである。

ここで、ナショナルイゼーションとグローバルイゼーションとの違いについて、思い出していただきたい。前者の場合、国民国家の中心となる中央政府が国内地域分業が引き起こす様々なリスクの顕在化に対して対策を講じ、その社会問題化を防ごうとする。これは、後者の結果生じてくるリスクが顕在化し、ある国やその国の人々に大きな被害を及ぼしたとしても、それに対して責任を問われる政府は存在しないのと比べれば大きな違いである。国際社会はそれらの問題に対して自動的

に対策を講じるというシステムをまだ持ち合わせてはいない。被害に遭った国やその人々に対しては、善意による救済の手が差し延べられることはあっても、基本的にはその国が自力で問題を克服することが当然のことと見なされている。

しかし、このことをもってナショナライゼーションに比べたグローバリゼーションの過酷さを指摘し断罪するというだけで良しとするわけにはいかない。ナショナライゼーションによって引き起こされたリスクの顕在化やその社会問題化を防ぐために国家がおこなっていることはどうであろうか。それは、さらに新たなリスクを生みしているとの見方もできるのではなかろうか。

建設省（現・国土交通省）においてダムを造るセクションは河川局であり、一方、海岸侵食を防ぐ仕事をしているのは同省河川局と農水省、旧運輸省とである。河川局はダムを建設することで土砂の海への供給を減らし、そのことによって同じ河川局と他省庁の海岸侵食防止の仕事を作りつづける——という構図である。彼らの予算は減ることはない。

こうして、海辺の寒村では、海岸侵食を防ぐための公共事業が営々に行われ、それが山村における道路工事や林道開発と同じような働きをし、海岸侵食は告発すべき社会問題としてではなく、生活を成り立たせるために不可欠の公共事業となっているというわけである。

別の例を挙げれば、森林の荒廃とダム建設との関係である。先に述べた拡大造林にともなう森林の荒廃は、山から川への土砂の流出量を増大させ、降雨時の雨水の流出量を増大させる。しかし、建設省は、森林が保水機能を持つと主張するダム反対運動の「緑のダム」（岡本，1995）論を否定することはあっても、水害の危険性を高める山の荒廃については一言も触れずに、異常気象による集中豪雨の危険性の高まりなどを根拠としてただひたすらに治水を謳いダムをまた砂防ダムを作ろうとする。建設省にとっては、山はむしろ荒廃している方がみずからの事業を確保するためには都合がいいということである。そして、雇用機会の少ない山村では、その建設省の事業に依存することによって、地元の建設業者や住民の仕事が確保されるという構図となっているのである。

日本の官僚機構については、その縦割り行政の弊害がしばしば指摘され、各省庁はあたかも相互に無関係に行政を行なっているかのようにいわれているが、実は、リスクの産出とその顕在化の防止対策という形で相互依存関係を結んでいるという側面があることを忘れてはならないであろう。もっと大状況的に表現すれば、国家は、みずからがナショナライゼーションの過程において政策的に引き起こしたリスクの顕在化の防止という目的のために予算規模を拡大させ、その結果として、みずからは巨大な行政国家となってきたのである。

このようにナショナライゼーションの過程において国内地域分業によって引き起こされたリスクは、それが引き起こす可能性のある対立が国家によって中和されてしまうがゆえに、〈新たな対立〉の形成要因とはなりにくいのである。

2-2. 環境の時代における〈新たな対立〉の形成

次に、もう一つの環境の時代における〈新たな対立〉の形成の可能性について見てみよう。この対立は、ダム建設や森林伐採・林道建設などの自然環境破壊への告発・反対運動によって形成される対立である。これらの運動の多くは、環境的価値を内面化した都市住民による運動であり、地元の人々にとっては遠く離れた都市からやって来た〈よそ（他所）者〉による運動である。そして、このタイプの運動の典型例となるのがダムなどの〈河川の近代化〉にたいする反対運動である。

1990年代は、自然保護運動では従来手薄であった河川の環境保護運動がクローズアップされた時代である³²⁾。それは、1988年に始まった第二次長良川河口堰反対運動に端を発する。この運動は、その「唯一の天然河川・長良川を守れ」というキャッチフレーズからも、またそのシンボルがサツキマスであったことから分かるように、自然環境保護運動として出発した。それは、漁民による漁業を守るための従来の反対運動（第一次長良川河口堰反対運動）とはまったくその様相を異にする運動を展開した³³⁾。

その敵対する相手は、水資源開発公団（現・水資源開発機構）であり、その背後にいる建設省であった。長良川河口堰建設は1960年代の初めに計画が持ち上がった事業であり、都市における電気や水への需要を賄うために河川を資源やエネルギーの供給源へと改造していこうとする〈河川の近代化〉政策の一環として建設省によって計画された。

その30年前の計画がようやく長良川流域のすべての漁協からの合意を取り付け、建設に向けて動きだした（1988年）。丁度そのときに、長良川流域の人々にとっては〈よそ（他所）者〉である大都市（大阪）在住の女性のアウトドアライターが中心となって第二次長良川河口堰反対運動を開始したのである（1988年）。

彼らの主張を要約すれば、河口堰計画は貴重な自然環境を破壊する無謀な計画であり、水余りの時代である現在では時代遅れで、高度成長時代の亡霊のような事業である——ということになる。言い換えれば、河川を装置化しようとする〈河川の近代化〉を自然環境保護の視点から断罪したのである。

その後、彼らの主張には、河口堰建設は財政赤字を生み出すムダな事業であるという批判が加わっていくのであるが、1990年代は、彼らの活発な運動によって日本各地のダムや河口堰あるいは干潟の干拓・埋め立て事業に対するさまざまな反対運動が活性化したことによって、〈河川の近代化〉に対する反対の世論が一世を風靡した時代となった。吉野川河動堰建設事業（徳島県）、諫早湾干拓事業（長崎県）、千歳川放水路（北海道）、川辺川ダム建設事業（熊本県）などである。河川法の改正（1997年）や長野県知事に当選した小説家・田中康夫の「脱ダム宣言」（2001年）は、こうした流れを象徴する出来事である。

〈よそ（他所）者〉の運動への地元の反発

しかし、自然保護運動は、ただたんに建設省や水資源開発公団あるいは農水省と対立関係に立つだけではない。都市からやって来た〈よそ者〉たちの自然保護運動は、地元のダム建設推進を掲げる自治体や住民としばしば対立する。地元でのそのダムや河口堰をめぐる長い歴史的経過を知らず、また地元の経済的な事情をも知らない都会からのよそ者に何が分かるかという反発がそこにはある。

このような反発は、意外ではあるが、推進派の人々にのみ見られるものではない。ダムや河口堰に反対してきた人たちの場合にも大なり小なり見られる。それは、一つには、自分たちが苦しみながら反対してきたときには何の援助も行わないで「何を今更」という気持ちであり、二つには、よそ者たちの運動の目的が自然保護であり、自分たちの生活を賭けて反対するわけでもないから、腰を据えた持続的なあるいは有効な反対運動ができるはずがないという気持ちである。それに、山や川は自然のままがいいといった自然保護の理想論あるいはきれいな事での反対が、たとえば山村に住む自分たちの生活の大変さ（不便や危険など）を理解した上での反対とは思えないといった理由である。

人々はその出した結論が賛成であれあるいはまた反対から諦めへというものであれ、その結論を自分に納得させるために多大なエネルギーを使う。そして、その決定以後のプロセスは、フェスティンガー（1987）の「認知的不協和論」が説明しているように、自分の決定を覆すような情報を遠ざけ、排除し、逆にその決定を肯定する情報を頑なに信じようとするプロセスである。そこに、よそ者たちの反対運動が介入してきても、彼らの決断がそう簡単に揺らぐはずもない。

加えて、そこにはもう一つ別の要因である政治的要因が働いてきた。それは、保守－革新の対立軸である。戦後日本の農山漁村はそのほとんどが長期にわたって保守政党である自民党の有力な票田となってきた。ダムによる立ち退き対象者のようなケースは別として、「お上」と呼ばれる国や府県が決定した公共事業に対して、ある人が特別重大な利害関係がないように見えるにもかかわらず強く反対するといった場合、そうするのはその人が革新系の人だからだとの動機の付与がしばしばなされる。すなわち、反対者は、かれが実際には保守政党支持であるのかあるいは革新政党支持であるのかどうかにかかわらず、いわゆる「アカ」のラベリングを受けることになる。言い換えれば、反対することあるいは賛成から反対へ意見を変えることは、「アカ」のラベリングを覚悟しなければならないということの意味する。

保革対立軸の揺らぎと地元の運動

前者の認知的不協和論が説明する状況は容易に変化するものではない。しかし、後者の保守－革新の対立軸、保革の対立軸は、1980年代末の東欧諸国の社会主義体制の崩壊、1991年のソビエト連邦の解体によって大きく揺らぎはじめる。

市民革命や産業革命を通して形成された近代という時代は、それ固有の中心的な枠組み（フレーム）をもっており、他の多くの事柄、たとえばここで論じようとしている政治や知（知識）も、その中心的な認識枠組みにしたがって整序されている。

しかし、それは、その内部には対立が存在しないということの意味するわけではない。ある同一の枠組みの下においても、様々な志向性をもった多様な主体が存立しうる。近代という枠組みの下においても、近代が標榜する自由と平等という二つの価値のどちらに比重を置くかによって、相対立する政治主体が存立しうる。

資本主義／自由主義陣営と社会主義陣営の対立、いわゆる左右の対立である。すなわち、ここでいう〈自由と平等〉の対立とは、相互に親和的な〈政治的自由と平等〉の関係ではなく、〈経済的自由と平等〉の対立を意味している。この対立は、国内においては政党間対立の中心軸となり、戦後においては世界規模での国家間対立である東西対立、冷戦構造へと発展していった。そして、日本では、この対立は、保革（保守－革新）対立あるいはイデオロギー的対立と呼び習わされてきたのである。

しかし、この保革対立は、一つには、社会主義諸国の崩壊、東西対立の解消によって揺らぎはじめる。それを象徴する出来事が、弱体化した社会党がかつての二大政党の対立党として競い合っていた自民党と連立を組み、自社さ連立政権（1994－6年）が誕生したという「事件」である。

保革対立の構図を揺るがしたもう一つの大きな要因は、階級社会・産業社会としての近代社会が、1986年のチェルノブイリの原発事故に象徴されるリスク社会へと変貌していったことに求められる。

保守政党にしろ、革新政党にしろ、それらの政治主体は近代という同じ大きな枠組みに即して成立しているがゆえに、その外見上の大きな差異にもかかわらず、近代社会そのものが生み出したリ

スクに対しては原理的には等しく無力である。保守も革新も、その依って立つ政治的・思想的基盤（枠組み）から自動的に導出される解決策を環境問題に対しては持ち合わせてはいない。環境問題に限らずリスク社会における多くの新しい社会問題は、保革の対立軸ではうまく説明することもまたそこから自動的に解決策を見出すこともできない問題なのである³⁴⁾。

このように保革の対立軸が揺らぎ、近代社会がもたらしたリスクの巨大さに人々が気づきはじめると、従来ならば「アカ」のレッテルを貼られた行為でも、必ずしもそうしたレッテルを貼られることなく地元の人々に受け入れられる可能性が拡大していくことになる。言い換えれば、以前ならば、保革対立の軸としばしば重なっていたところの原発やダムに対する賛否が、保革対立の軸とは異なった独立の対立軸として見られることが可能となったのである。保革対立の軸の影響力が減退し、従来ならば保革対立の軸に吸収されていた他の軸が、独自のそれ自身がもう一度検討を要する対立軸として立ち現われてくる可能性が高まったのである³⁵⁾。

自然環境保護運動のリスク開示機能

一方、よそ者たちの自然保護運動自身も変容していく。それは、地元の人々の先に述べたような反発に運動が出会い、その運動の掲げるものが変容していかざるを得なくなるからである。長良川河口堰反対運動の場合には、河口堰が治水機能をもつという建設省の主張に対して、逆に河口堰が洪水のリスクを高める可能性があるということを地元の人々に対して開示することによって、一方では、「魚（サツキマス）と人間とどちらが大事だと思っているのか」という運動当初に地元の人々から投げかけられた批判に応え、他方では、建設省の主張の論拠を崩すという戦略を採用していくこととなった。よそ者たちの自然保護運動は、手つかずの自然を守れといった主張を声高に展開する運動から脱皮し、地元の人々へのリスク開示機能を担った運動へと変身していったのである。

このように、保革対立の軸がその有効性を減退させ、また自然保護運動が地元への視点を獲得することによって、その運動が地元の社会に内部化されていく可能性が高まる。

よそ者たちの自然保護運動が地元社会に内部化されていった理由としてここで指摘しておくべきもう一つの重要なことは、地元の人々の川への素朴な感情の復権である。電気や水を作り近代社会の発展を支えるという河川の近代化の崇高な目的は、川にたいする個人的あるいは社会的なさまざまな感情や価値観を人々に矮小視させていった。しかし、自然保護運動がもたらした価値観によって、たとえば川や山には神さまが宿っているといった伝統的な価値観あるいはそこに住む生き物が好きだといった素朴な感情が地元の人々の間で復権していったのである。

地元の反対派の人々は都市からの自然保護運動家たちとの情報交換などを含めた交流を通して、弱体化し沈黙させられていた反対運動を再結成・再組織していくことになる。外部との対立が地元内部の対立へと転化し、その対立が地元内部の重要な対立として顕在化していくことになるのである³⁶⁾。

V. 政治と知の組み換え

しかし、ここで問題点として指摘しておかなければならないのは、ダムなどの近代的な巨大技術装置がもたらすリスクに関する情報の流通が行政や企業などの官僚的機構による知の独占、情報の独占によって妨げられているということである。

機能分化した近代社会の各下位システムをその中心において運営するのは、官僚たちをその典型

とする広い意味での専門職者たちである。そして、これらの専門職者たちは、社会の近代化過程においてまさに多大な利益を人々にもたらしてきた。しかし、本稿で取り上げたような河川の近代化による様々なリスクが建設省によってもたらされまた解決されるのではなく不可視化されさらには拡大再生産されたように、近代社会のリスクは、一つには、それらの専門職者とその属する下位システムの利害を優先する自己中心的な活動をおこなうことによって生み出される。行政官僚機構に関していえば、それは、「省益あって、国益なし」さらには「局益あって、省益なし」などと言われる「縦割り行政」によってもたらされる弊害ということになろう。

今や、近代化を推し進めてきた専門職者が知識や技術を独占することによって引き起こされたりリスクの現実化を回避し修復するための新しい知のあり方が模索されるようになったのである。それは、当初は「学際化」という形で概念化された。たしかに学際化は専門職者相互の知の交流を図るものであり、重要な意味をもつ。しかし、それが専門職者による知の独占を否定するものではあり得ない以上、もっと別の形で〈知の組み換え〉が求められていると言えよう。本稿の最後の論点としてこの〈知の組み換え〉について考察しておこう。

保革対立解消後の政治状況——新保守主義の優位と左翼思想家の沈黙

保革対立軸の揺らぎという形で政治の枠組みの転換（政治の組み換え）が進んでいることについてはすでに述べたが、この保革対立軸の揺らぎの後にどのような新しい政治の枠組みが形成され、それがどのような形で知の枠組みの転換をもたらしつつあるのかを見てみよう。

階級社会・産業社会からリスク社会へというベックの論理に即して考えると、保革対立軸の解消後には、まさにその対立軸を揺るがしたりリスク社会自身に対応した政治や知が形成されつつあると言えそうであるが、その姿は明示的な形ではまだ現われてはいない。それどころか、それとは逆の方向へと向かう大きな流れが存在しているように見える。

それは、一つには東西対立の崩壊がさらに加速化させたグローバリゼーションによってもたらされた経済中心主義的な枠組みの優位である。グローバリゼーションは、アメリカナイゼーション、さらにはマクドナライゼーション（リッツァ、1999）と揶揄されるように、地球規模での経済の一元化を推し進め、自由貿易体制の確立という大義の下に世界の隅々にまで資本主義を行き渡らせようとしている。

経済のグローバリゼーションは、国家という政治の壁を突き破り（制度の平準化）、ボーダーレス化を推し進め、経済の政治に対する優位をもたらした。それは、社会主義諸国においては、官僚主義的な抑圧の下に置かれていた人々の間に政治的自由と経済的豊かさへの憧れを強く抱かせることによってその政治体制を揺るがし、その他の要因も加わることによって国家そのものの崩壊を招いた。一方、資本主義諸国では、ディレギュレーション（脱規制あるいは「規制緩和」）を旗印とし、強者の経済的自由を選好し、弱者保護を掲げる福祉国家からの脱却を志向する新保守主義（新自由主義）が1980年代に台頭した。そして、それは、レーガノミックス、サッチャーリズムといった言葉の広範な流通に象徴されるように、アメリカ、イギリスあるいは日本などの国々の政治の中心的潮流となっていたが、それが東西対立の崩壊によってさらに強化されたのである。

この政治潮流がリスク社会に対応した政治を構築するのにふさわしいものであるとは到底考えられない。新保守主義者に主導されている現在のアメリカ共和党政権（ブッシュ政権）の京都議定書からの離脱（2001年）やイラク侵攻（2003年）はまさにそれを象徴する出来事である。

もう一つの問題は、日本国内の思想状況にかかわる問題である。東西対立の終焉をもたらした社会主義諸国の崩壊は、日本国内の革新系の諸政党の急速な衰退を招き、また革新系（左翼系）の思想家たちをも沈黙させた。

革新系の諸政党や思想家たちは、先に述べたように、たしかに環境問題という近代社会が生み出したリスクに対する処方箋を持ち合わせてはいない。しかし、革新系の諸政党や思想家たちは、人々の経済的自由ならぬ政治的自由と平等とを掲げるヒューマニズムという近代社会のコードは重視しており、環境問題がヒューマニズムを侵犯していると考えられる場合には、その環境問題に対して積極的な活動を展開した。たとえば、水俣病の「政治決着」（1995年）が社会党の村山首相の内閣の下でなされたことはその象徴的な出来事である。

こうした点において、革新系の諸政党の衰退や思想家たちの沈黙は、環境問題の解決にとってやはり大きな問題である。

河川環境保護運動に見る政治と知の組み換え——長良川河口堰反対運動の到達点

保革対立解体後の日本における政治と知の枠組みは、このように、決してリスク社会化に対応できるような形で変化を遂げてはいない。しかし、これらの状況は、目に付きやすい政治の中心部で起こっていることであり、一方では、まさにリスク社会に対応した政治と知の組み換えが起こっていると感じさせる状況も目立たないところではあるが起こりつつある。

河川の問題に戻って考えてみよう。河川をめぐる状況は、すでに述べたように1990年代に大きな変化を見せた。その象徴的な成果の一つが1997年の河川法の改正である。その中心的な改正点は二つあり、一つは環境重視であり、もう一つは河川行政の遂行に当たっての住民の参加とその意向の重視である。

建設省（現・国土交通省）の方向転換が本物であるのか否かはまだ判断はできないが、法律がそのように改正されたことの意味は非常に大きい。では、河川の近代化をひたすら追求しさらにはムダとなったダムをも作り続けてきた建設省がなぜ方向転換をしたのか。その要因を国家財政の赤字に伴う緊縮財政にも求めることもできるが、1990年代のまさにエポックメイキングな運動となった長良川河口堰反対運動の一連の活動の影響をやはり無視することはできないであろう。

長良川河口堰反対運動がもたらした影響の中でもっとも大きなものの一つであるとおそらく言えるのが、日本がダム建設の手本としてきたアメリカにおいて、ダムのもたらすリスクの大きさからダム建設が見直され、すでにいくつかのダムでは河川を元の自然的状態を取り戻すためにその撤去が始まっているという衝撃的な情報の提示であった³⁷⁾。この情報を建設省がこの長良川河口堰反対運動のグループよりも先に知っていたであろうことは想像に難くないが、そのような情報を市民たちの運動体が手に入れ、その情報を建設省に突きつけ、また日本各地でダムに反対している人々に知らせたことの意味はあまりにも大きかったと言えよう。

なぜ、この長良川河口堰反対運動のグループは、こうした高次のリスク開示機能を担うことができたのか。それは、このグループが国内外の研究者や市民運動団体あるいは政治家、政党等々といった多種多様な主体とまさに幅広いネットワークを構築していたことに求めることができる。

長良川河口堰建設反対運動のグループは、1988年に結成された当初は、すでに述べたように、長良川の自然環境保護を訴える大都市在住者（よそ者）を中心的メンバーとして構成され、自然保護に関心のある大都市部の人々に河口堰建設によって絶滅が危惧されたサツキマスの保護をむしろ感

情的な形で訴えるという方法で運動を展開した。しかし、その後、建設省と河口堰の是非をめぐる専門的な論争を展開する過程において、地元で長年にわたって裁判闘争を継続していた研究者・弁護士たちとの結びつきを強め、河口堰の不要性や危険性（洪水の危険性など）などを専門的な見地から主張できるようになっていく。

また、同グループは、その運動の初期から海外の研究者や自然環境保護運動家とのネットワークを国際シンポジウムの開催などを通して築き、1992年にはブラジルで開催された地球サミットに参加するなどの活動を展開し、そのネットワーキングの過程においてこうした重要な情報を入手し、それを反対運動における建設反対の論拠としていったのである。

そして、河口堰が完成し（1995年）、運動が外形的には敗北に終わった後も、運動過程から得た専門的知識やそれを担う専門家あるいは自然保護活動を行う有名人などを各地でダム反対運動を展開している様々な団体に紹介し、その運動を支援するという活動を「公共事業チェックを求めるNGOの会」の結成（1997年）を通して展開した。こうして、その後大きな社会問題として取り上げられることとなった諫早湾干拓事業や吉野川可動堰あるいは川辺川ダムに反対する運動などに対しても直接・間接の影響を先にも述べたように与えていったわけである。すなわち、同会は、ダム建設などの河川環境問題を取り上げて運動を展開する日本各地のNPOを支援する働きをするNPOとして活動を継続していったことになる。いわゆるNPO支援型NPOとなり、媒介者³⁸⁾としての役割を果たしていくこととなったのである。

長良川河口堰反対運動がおこなったことを、端的に表現するならば、それは、国内外とのネットワークを構築し、そのネットワーク上で情報の受発信を繰り返し、地元長良川ばかりではなく、全国各地のダム反対運動や中央の政党などに対するリスク開示機能を飛躍的に高めつついった——ということになる。

政治と知の組み換えの今

長良川河口堰建設反対運動の事例を含めた以上の議論を踏まえた上で、知の組み換えが現在どのように進んでいるのかを、次の四つの観点、すなわち、(1)知の政治性(2)知の所在とフロー（流れ）(3)知の担い手(4)知の特性（抽象性—具体性）の観点から考えてみよう。

まず、(1)知の政治性については、〈保革対立から脱保革対立へ〉の転換を指摘することができる。これについては、多くの事柄をすでに論じた。

次の(2)知の所在とフローについても実質的にはすでに多くを論じたが、それらを整理する形で論じておこう。

まず指摘すべきなのが、〈中央から地方へ〉という転換である。それは、たとえば第二次長良川河口堰反対運動の初期の一つの目標が長良川河口堰問題という中京地区のローカルな問題を全国版化することにあつたことから分かるように、中央省庁の決定に対する地方からの反乱という形をとって現われている。

従来は、中央省庁の決定が府県、そして市町村へと下降していくという形（フロー）をとっていたものが、長良川河口堰反対運動の展開からの帰結としての河川法の改正や田中康夫長野県知事の脱ダム宣言へという展開に示されているような、地方から中央へと遡るあるいは地方から地方へと移転するという形（フロー）へと逆転・変形していったわけである。

しかし、地方の反乱とそれを支える知は、中央の決定に対するたんなるアンチとして自動的に導

出されるものではない³⁹⁾。長良川河口堰運動は、すでに述べたように、アメリカなどから脱ダムの趨勢などについてのさまざまな情報をそのネットワークを使って集め、建設省の見解に対して対抗していった。言い換えれば、中央から地方へと知の所在を転換させる実体的な何かが地方に内在的に存在しているわけではないということである。

すなわち、長良川河口堰運動は、反中央というナショナル・レベル内部に閉じた対抗運動というよりも、グローバルな拡がりをもった運動であることによって、ナショナル・レベルの中央に対して対抗力をもったのである。ここでは、この知の転換を、〈ナショナルからローカル・グローバルのハイブリッド（グローカル）へ〉と表現しておこう。

以上の知の所在とフローの転換を端的に表現するならば、それは、〈組織からネットワークへ〉の転換ということになるが、もう少し説明的に表現するならば、〈集権的に行われた意思決定が上位下達的に下方へ流れる近代組織とナショナル・レベルでのその階統的編成〉から〈それぞれが分権的に意思決定を行なう複数の主体（個人や組織）が双方向的な情報交換を通して相互に影響し合うグローカルなネットワーク〉への転換ということになる。

次に、(3)知の担い手と(4)知の特性の転換について論じよう。知の担い手については、端的に〈専門職者からネットワーカーへ〉という転換であると言うことができよう。ここで専門職者という言葉で念頭に置かれているのは、かなり幅広い対象である。いわゆる研究者などの専門家はもちろんのこと、官僚や政治家、そして企業人などをも含むものと想定している。そして、たとえば行政官僚たちが省庁や自治体の行政組織に属し、また研究者たちが学会に所属しているように、彼らはすべて一定の近代的組織を前提として存在している人々である。

近代的組織を背後にもつこうした専門職者に、裸の個人が到底太刀打ちできるはずもない。彼に何らかの力を与えるものが必要である。それは、先程来論じているネットワークである。ネットワークを介して得られる知は、たしかに研究者の知に典型的に示されているような学問的な体系性や厳密性をもってはいない。しかし、それは、普通の人々が、たとえばダムに対して抱く個々のさまざまな不安をネットワーク上の情報交換を通じて集積・蓄積していくような知であり、また、それらの不安を体系的に裏付ける情報を提供してくれる専門職者たち⁴⁰⁾の知をもその中にビルト・インした知である。しかも、そのネットワークの拡がりグローバルなものである場合、タコ壺的に専門特化した国内の専門職者の知を凌駕するほどに情報量の豊富な知である。それは、専門職者の確率論による不安の処理を、言い換えれば不安が現実化する可能性を確率論によって事実上否定してしまう思考回路を、不安を裏付けるその豊富な事例の提示によって無効化してしまうような知である。

以上の議論と、先に述べた(2)知の所在とフローとを重ね合わせて考えると、現在の知の転換は、〈組織志向型の体系的知の専門職者による独占〉から〈ネットワーク横断的知のネットワーカーによる共有〉へという形で進行していると言えよう。

しかし、これだけではない。以上の議論のなかに介在する重要な論点として、(4)知の特性の重要な分析軸となる〈抽象性—具体性〉について少し考えておかねばならない。

先ほど「不安が現実化する可能性を確率論によって事実上否定してしまう思考回路を、不安を裏付けるその豊富な事例の提示によって無効化してしまうような知」について述べたが、そこには、抽象性と具体性とのいわば逆転現象が見られる。

専門職者たちの知は、目的合理的な知、目的を達成するための動的な知である。そして、目的達成に副次的に伴うリスクをそれぞれの分野のルールに従って確率論的に計算する抽象的な体系的知である。

しかし、そのリスクに曝される立場に立たされる人々にとっては、そのリスクは、決して副次的な現象でもなければ、机上の計算の問題でもない。そのリスクの現実化は、場合によっては、その人の命を奪うものとなる。それは、抽象的な確率上の話ではなく、具体的な現実となるのである。

現代は、リスクの巨大化に伴って地球が狭小化し、個別的なものの影響力が飛躍的に拡大し決定的な重要性をもつ時代となった。たった一つの具体的な事象が世界を激変させうる時代となったのである。チェルノブイリ原発は一国内の一原発にすぎないが、それが世界にとってはすべてとなった。また、フロンは、かつてその科学的特性から「夢の物資」と呼ばれこそしたが、本来、便利な化学合成物質の一つに過ぎないはずであった。しかし、それは、オゾン層を破壊することによって高緯度地方に住む人々の日常生活を目に見える形で変え、地球全体の生態系をも脅かし、今や「悪夢の物質」となっている。

ここに、抽象的な確率論は崩壊し、リスクの確率計算は無化・無意味化されてしまった。リスク社会とは、さまざまな局面においてリスクの確率論的計算が盛んになされる一方で、そのリスクの確率論的計算が一つの出来事によってすべて無化されてしまう可能性をもった社会である。言い換えれば、経済・経営学的なリスク論が、ベックが述べるようなメガ・リスク（ベック、2003）によって無化されてしまう、そんな社会なのである。

今求められているのは、〈具体的なもの〉、〈個別的なるもの〉を切り捨てる〈抽象の知〉ではなく、ローカルな時空間に住所をもつそれら具体的なもの自身がもたらす豊穡さやリスクを拾い上げ、引き受けるような〈具体の知〉である⁴¹⁾。

おわりに

2002年に日本で開かれた世界水フォーラムにおける一つの重要な論点は、世界は気候変動などによって「水危機」に曝されており、「21世紀は水の世紀」となるというものである。しかし、この予測にもとづいた確率論的計算の下に百年に一度の大洪水、百年に一度の大渇水に備えた巨大なダムを作ろうというのであるならば、それはすでに述べたようなダムのリスクを極大化することだけは確実な事業となろう。それは、喩えるならば、通り魔を恐れて鎧兜で道を歩くようなものである。

近代化の時代には、ダム建設などに伴うリスクを極小視し、リスクの時代において温暖化などの気候変動に伴うリスク回避を目的とするときにはそれを極大視する。そして、そこから全国一律の施策が導出される。時代は変わっても、具体的なもの自身がもたらす豊穡さやリスクを拾い上げ、引き受けるような具体の知はなかなか根づかない。

たとえば、現在進行している平成の大合併である。これは、先にも述べたように、中央政府の強いイニシャティブの下で進められている。しかし、そこには流域社会への視座をその内部に取り込んだ形で合併問題を考えていこうとした形跡はない。もしも、国土交通省や林野庁がはじめにも述べたように流域社会の再構築を目指そうというのであれば、この不毛な合併劇にその観点から関与し、そのマイナスを少しでも緩和するあるいは好転させる努力をすべきなのではなかろうか。これまでの議論から明らかなように、流域は今やあまりにも多くの近代化の「負の遺産」を抱え込んで

しまっている。全国の山村の過疎化を急加速化しかねない合併劇を少しでも緩和し、それを流域への視座をもった〈具体の知〉にもとづいたものにするによってこの負の遺産のもたらすリスクを回避するチャンスとすべきなのではなかろうか。

今まず必要なのは、近代化の負の遺産であるダムなどがもたらすリスクを回避するための知を、ローカルな地点で、ここでの主題に即していえば各流域において築き上げることである。建設省は、その外郭団体である河川環境保護財団を通して各地に官製のNPO団体を立ち上げたが、それらの団体は、たとえばダムについては、その存在をあたかも自然物であるかの如く無視する形で運営されている。それらの団体が流域社会の再構築に資する団体であろうとするならば、ダムなどの近代化の負の遺産の問題は避けて通ることのできないものである。そして、近代化の負の遺産を問題化させることによって生じてくるさまざまな対立を調停し上下流間などの連携を形成していく過程においてこそ、ネットワーク型の動的な知も生まれてくる可能性があるのである。

注

- 1) 環境ファシズムについては、ブラムウェル (1992) を参照。
- 2) 中山 (2003) は、「水不足は国際紛争をもたらす」との考え方に対し、「水の逼迫はむしろ自制が働いて、国際協調に向かわせる」と指摘している。
- 3) リスク社会論については、ベック (1998, 2003), ベック・ギデンズ・ラッシュ (1997) などを参照。
- 4) 他には、たとえば、高橋共編著 (1995), 高橋 (1998) などがある。
- 5) 水資源開発促進法 (1961年) の制定に関連した中央省庁間の対立 (建設省, 農林省など) や、河川法の改正 (1964年) に伴う府県と建設省の対立については、田中 (1994, 1997b) を参照。
- 6) 河川の近代化の諸側面については、田中 (1994, 1997b, 2000b) を参照。
- 7) 河川の近代化には上下水道設備の整備が含まれるが、上水道は、使う水がどこから来るのかを見えなくさせることによって人々の川離れを引き起こす。一方、下水道はつかった後の汚れた水の行方を見えなくさせ、われわれが河川に対する加害者であることを不可視化し、そのことによって人々の川離れを引き起こす。下水道施設のなかでもっとも大規模な流域下水道は、河川にとっての問題ばかりではなく、財政や廃棄物処理などの多くの問題を引き起こす。全下水処理場から出る汚泥の量は産業廃棄物の約5割を占めるほどに大量で、その焼却処理や埋め立て処理の過程で新たな汚染源となっている。これらの下水道問題については、中西 (1979), 本間都 (1988), 加藤英一 (1999) を参照。
- 8) 戦前の河水統制事業から戦後の大型ダム建設を計画の中心に据えた河川総合開発に到る経過については、田中 (1994) を参照。
- 9) 〈農村化〉と〈近代化〉の同時性については、藤田 (1993) を参照。
- 10) ナショナルイゼーションは、通常は「国有化」を意味するが、〈全国規模化〉という意味でも使用される。Caramani (2004) は、階級間対立が国民国家形成の過程で全国規模化していくことと (nationalization of impact of the class cleavage) と政治過程の関連を論じている。彼は、他に nationalization of politics, nationalization of election などといった概念を用いている。
- 11) 労働市場のいわゆる「二重構造」については、栗原 (1989) を参照。
- 12) アメリカの経済学者ロストウの『経済成長の諸段階』(1961) は、このような近代化史観を示す代表的著作である。彼の近代化論は、厳しい東西対立の下、資本主義を擁護する強いイデオロギー的な働きをした。
- 13) すでに述べたように、流域というユニットはその重要性を戦後一貫して減退させており、国内地域分業体制は、流域をはるかに越えて日本全体を舞台として展開し、日本国内に南北問題に比せられる格差を生みだした。
- 14) 本稿末尾の補論参照。
- 15) 詳細な経過については、若林 (2000) を参照。なお、1960年代末の伊勢湾においては公害で漁場を失った漁民たちが密漁に走ったことで非難を浴び、社会的に孤立していった (田尻, 1972)。

- 16) ダム建設のために手段を選ばないやり方については、たとえば、農家からの強引な同意調達の結果、農水省を相手取った訴訟にまで発展した川辺川ダム（球磨川支流・熊本県）の事例（川辺川利水訴訟原告団・川辺川利水訴訟弁護団，2000，中里，2000）や苫田ダム（吉井川・岡山県）における「行政圧迫」の事例（和賀，2001）を参照。
- 17) 徳山ダム（揖斐川・岐阜県）の場合については、朝日新聞社岐阜支局編（1986）を参照。
- 18) 残された人々への補償として、少数残存者補償がある（華山，1969）。
- 19) これは戦前のダムなどの発電施設がもたらした影響については必ずしも妥当しない。戦前は高電圧による長距離送電技術が未確立で、電気は地元の山村において工業を起こすエネルギー源ともなった。たとえば、昭和電工は、阿賀野川上流に建設された豊実、鹿瀬の両ダム（1929年）で発電される電気を使う化学肥料工場（鹿瀬工場）を鹿瀬町に建設した（1934年）。有機水銀を含んだその汚排水は水俣病を引き起こした。同工場では、水俣病を発生させ社会問題化する以前から川への汚水の排出によって漁業に直接的に被害を及ぼし、地元の人々とたびたびトラブルを引き起こしている。昭和電工が引き起こした公害（新潟水俣病）と河川（阿賀野川）との関わりについては、深井（1999）、堀田（2002）を参照。
- 20) 天竜川の泰阜ダム（長野県）の事例については、石川（1995）、静岡地理教育研究会編（1989）を参照。
- 21) 国土交通省の2000年の調査によれば、「堆砂率が最も大きかったのは中部電力の静岡・千頭（せんず）ダムの97.7%」で、「中規模以上の782ダム（総貯水量100万立方メートル以上）のうち、44ダムはすでに貯水池の半分以上が埋まっている」という（朝日新聞東京版 2002年11月18日朝刊）。
- 22) 2001年6月11日、黒部川河口付近の漁業者たちは、ダム（関西電力・出し平ダム）からの排砂によって、漁業被害が出たとして影響調査や漁業補償などを求め、県の公害審査会に公害紛争調停を申請した。申請書では、「91年からの出し平ダムの排砂で、ダム底にたまっていたヘドロが富山湾に流出。この結果、ヒラメが激減するなどの被害を被った。今後、宇奈月ダムとの連携排砂が実施されると、富山湾の環境が悪化し、生活が破壊される」との主張が述べられている（朝日新聞富山版2001年6月12日朝刊）。
- 23) たとえば、市房ダム（球磨川・熊本県）による水害については、川辺川利水訴訟原告団・川辺川利水訴訟弁護団（2000）、中里（2000）を参照。
- 24) 川辺川ダム（球磨川・熊本県）は、まさにそうした論理（上流・市房ダムによる人吉市での水害を自然災害と見なす）によって建設されようとしている。
- 25) 環境の事業化・商品化については、田中（1994，1999）を参照。また、天災の人災化については、ロンボルグ（2003）を参照。
- 26) これは、医療化が進んだ現代社会において、病気と薬害の区別が非常に困難となっていることと酷似している。病気と薬害との関係については、田中（1985）を参照。
- 27) 「自然的（natural）なるもの」と「社会的（social）なるもの」の区別の困難さについては、Irwin（2001）を参照。
- 28) グローバリゼーションの下での国家と産業・企業との関係については、中谷（1987）、田中（1995）を参照。
- 29) 巨大技術については、マンフォード（1990）、ウィナー（2000）を参照。
- 30) 今回の市町村合併をめぐる中央政府の政治的意図については、『国際社会文化研究所紀要』本号掲載の水垣論文を参照。
- 31) 矢作川における上下流間の連携については、銀河書房（1994）、依光（2001）、古川（2003）を参照。
- 32) 河川をめぐる社会運動の戦後における変化については、田中（2001b）を参照。
- 33) 長良川河口堰反対運動の経過については、田中（2000a，2001a）、横山（2000）を参照。
- 34) 階級社会・産業社会としての近代社会がもつ両義性を〈生産（近代産業）vs. ヒューマニズム〉と表現するならば、リスク社会における両義性は、〈消費 vs. 環境的リスク〉と表現することができよう（田中，2004）。日本国内における保革対立は、前者の〈生産（近代産業）vs. ヒューマニズム〉という両義性を基盤として形成・維持されたが、リスク社会における〈消費 vs. 環境的リスク〉という両義性の下でその存立基盤を揺るがされているのである。別言するならば、保守にしろ革新にしろ、それらが近代というものに基礎付けられている以上、豊かさを求める生産（産業）中心主義にしろ、人権を重視するヒューマニズムにしろ、人間中心主義的発想から抜け出せないからである。人間中心主義については、Catton, W., Dunlap, R., (1978) を参照。
- 35) 巻町（新潟県）の原発誘致をめぐる住民投票における保守層の動向の重要性については、成（1998）を参照。また、珠洲市（石川県）では、これまでの保革対立軸で見ると保守の代表格であった地方中小都市

の酒造会社のオーナーが先頭に立って激しい反原発運動を展開した。彼の「米と水を守らなければ商売は出来ない。能登の人間の特徴で、これまでだまっていたが、それで了解したと思ったら間違いだ。いろいろしがらみはあるが、原発だけはだめだ」(朝日新聞朝刊大阪版1989年6月22日)という発言は象徴的である。

- 36) よそ者たちと地元の人々とを媒介する役割を担う人物と地元のリーダーとの関係については、田中(2002c)を参照。
- 37) 長良川河口堰反対運動のグループがこうした事実を知っていく過程については、天野(2001)を参照。
- 38) 媒介者については、田中(2002a, 2002c)を参照。
- 39) 地方に意思決定権が移行することが、自動的にたとえば環境保全的なあるいは住民自治的な政策決定を生み出すというわけでは決していない。たとえば、オーストラリアにおいては、連邦政府の方が州政府よりも総じて環境志向的な政策を採ってきた。オーストラリアにおける両者間の関係については、Toyne(1994)を参照。
- 40) 普通の人々あるいは弱者の側に立つ知識人については、原田(1994)を参照。
- 41) 〈具体的なもの〉の社会学的な理論的位置づけについては、田中(1990)を参照。

参考文献

- 天野礼子 2001『ダムと日本』岩波書店
- アメリカ内務省開拓局 1983『ダムと公共の安全』東海大学出版局
- 朝日新聞社岐阜支局編 1986『浮いてまう徳山村』ブックショップ「マイタウン」
- 朝日新聞社名古屋社会部 1997『ドキュメント 住民投票——「産廃ノー！」御嵩町民の決断』風媒社
- ベック, U. 1998『危険社会——新しい近代への道』(東廉, 伊藤美登里訳) 法政大学出版局
- ベック, U. 2003『世界リスク社会論——テロ, 戦争, 自然破壊』(島村賢一訳) 平凡社
- ベック, U., ギデンズ, A., ラッシュ, S. 1997『再帰的近代化——近現代における政治, 伝統, 美的原理』(松尾精文他訳) 而立書房
- ブラムウェル, A. 1992『エコロジー——起源とその展開』(金子務監訳) 河出書房新社
- Caramani, D. 2004 *The Nationalization of Elections*, Cambridge UP
- Catton, W., Dunlop, R., 1978. 'Environmental Sociology: A new paradigm' *American Sociologist*, 13
- カーソン, R. 1983『沈黙の春』新潮社
- 大規模林道問題全国ネットワーク 1999『大規模林道はいらない』緑風出版
- フェスティンガー, L. 1987『認知的不協和の理論——社会心理学序説』(末永俊郎訳) 誠信書房
- 藤田弘夫 1993『都市の論理』中央公論社
- 古川彰 2003『流域の総合管理と住民組織』嘉田由紀子編『水をめぐる人と自然』有斐閣
- 銀河書房編 1994『水源の森は都市の森』銀河書房
- 華山謙 1969『補償の理論と現実』勁草書房
- 原田達 1994『知と権力の社会学』世界思想社
- 広瀬道貞 1981『補助金と政権党』朝日新聞社
- 堀田恭子 2002『新潟水俣病問題の受容と克服』東信堂
- 本間都 1988『だれにもわかるやさしい下水道の話』北斗出版
- 深井純一 1999『水俣病の政治経済学——産業史的背景と行政責任』勁草書房
- 池上甲一 1991『日本の水と農業』学陽書房
- Irwin, A., 2001 *Sociology and the Environment*, Polity
- 石川徹也 1995『森が減びる——林道とダム開発現場を行く』三一書房
- 柿沢宏明 2000『エコシステムマネジメント』築地書館
- 嘉田由紀子編 2003『水をめぐる人と自然』有斐閣
- 河川環境管理財団編 2002『流域マネジメント——新しい戦略のために』技報堂出版
- 加藤英一 1999『だれも知らない下水道』北斗出版
- 川辺川利水訴訟原告団・川辺川利水訴訟弁護団 2000『ダムはいらない』花伝社
- 木平勇吉 2002『国有林地帯での流域環境保全への住民のかかわり』木平勇吉編『流域環境の保全』朝倉書店
- 栗原源太 1989『日本資本主義の二重構造』御茶の水書房

- ロンボルグ, B. 2003『環境危機をあおってはいけない——地球環境のホントの実態』文芸春秋
- マートン, R. K. 2002『社会理論と社会構造』(森東吾他訳) みすず書房
- 中村太士 1999『流域一貫——森と川と人のつながりを求めて』築地書館
- 中村隆英 1993『日本経済——その成長と構造』東京大学出版会
- 中西準子 1979『都市の再生と下水道』日本評論社
- 中山幹康 2003「世界の水紛争」嘉田由紀子編 2003『水をめぐる人と自然』有斐閣
- 中里喜昭 2000『百姓の川 球磨・川辺——ダムって、何だ』新評論
- 松本悟 1997『メコン河開発——21世紀の開発援助』築地書館
- 長崎福三 1998『システムとしての〈森-川-海〉』農文協
- マンフォード, L. 1990『機械の神話——技術と人類の発達』(樋口清訳) 河出書房新社
- 中谷巖 1987『ボーダーレスエコノミー』日本経済新聞社
- 岡本芳美 1995『緑のダム, 人工のダム』亀田ブックサービス
- 大野晃 2002「四万十川と流域環境保全」木平勇吉編『流域環境の保全』朝倉書店
- リッツァ, G. 1999『マクドナルド化する社会』(正岡寛司監訳) 早稲田大学出版部
- ロストウ 1961『経済成長の諸段階』(木村健康他訳) ダイヤモンド社
- 関正和 1994『大地の川——甦れ, 日本のふるさとの川』草思社
- 関口鉄夫 1996『ゴミは田舎へ?——産業廃棄物への異論・反論・REJECTION (拒否)』川辺書林
- 嶋津暉之 1991『水問題原論』北斗出版
- 静岡地理教育研究会編 1989『よみがえれ大井川——その変貌と住民』古今書院
- 成元哲 1998「『リスク社会』の到来を告げる住民投票運動」『環境社会学研究』第4号
- 菅井益郎 2001「公害の社会史——足尾鉾毒事件を中心として」船橋晴俊編『講座環境社会学2 加害・被害と解決過程』有斐閣
- 田尻宗昭 1972『四日市・死の海と闘う』岩波書店
- 高橋裕共編著 1995『流域の時代——森と川の復権をめざして』ぎょうせい
- 高橋裕 1998『河川にもっと自由を——流れゆく時代と水』山海堂
- 田中淳夫 2002『日本の森はなぜ危機なのか——環境と経済の新林業レポート』平凡社
- 田中茂 1989「森林と流域の社会史——山の民, 川の民, 里の民」内山節編『「森林社会学」宣言——森と社会の共生を求めて』有斐閣
- 田中滋 1985「薬害の総体的認識に向けて」宝月誠編『薬害の社会学』世界思想社
- 田中滋 1990「社会的役割論——ダブル・コンティンジェンシーをめぐる問題——」中久郎編『現代の社会学理論 (社会学の系譜3)』世界思想社
- 田中滋 1993「河川の環境社会学へ」『ソシオロジ』第38巻第2号 社会学研究会
- 田中滋 1994「近代日本における河川環境行政史——『河川の近代化』から河川環境問題の事業化へ——」田中滋編『平成5年度・河川管理における環境保全型社会システムの形成過程の研究』滋賀県琵琶湖研究所
- 田中滋 1995「国際的相互依存の中の国家, 政治, そしてエスニシティ」金屋平三編『変貌する世界と社会学』法律文化社
- 田中滋 1997a「河川環境事業としての『多自然型川づくり』」『環境社会学研究』第3号
- 田中滋 1997b「高度成長と行政——電源開発と河川行政」鈴木正仁・中道實編『高度成長の社会学』世界思想社
- 田中滋 1998「行政と都市文化——市場型文化とパトロン型文化」間場寿一編『地域文化の社会学』世界思想社
- 田中滋 1999「心情的ナチュラリストの誕生——消費社会とエコロジー」『ホーム・エコノミカ』105号
- 田中滋 2000a「二つの長良川河口堰建設反対運動」『エコ・フロンティア』3号, 京都大学生態学研究センター
- 田中滋 2000b「政治的争点と社会的勢力の展開——市場の失敗, 政府の失敗, イデオロギー, そして公共性——」間場寿一編『講座社会学9 政治』東京大学出版会
- 田中滋 2001a「ポストモダンの社会運動——長良川河口堰建設反対運動の歴史的变化とその構図——」『龍谷大学国際社会文化研究所紀要』第3号
- 田中滋 2001b「河川行政と環境問題——行政による〈公共性の独占〉とその帰結——」船橋晴俊編『講座

- 環境社会学 2 加害・被害と解決過程』有斐閣
- 田中滋 2002a「媒介者たちの社会学はどこへ?——フィールドとして社会学——」『フォーラム現代社会学』創刊号, 関西社会学会
- 田中滋 2002b「河川の流域/意味の流域——芦生・なめこ生産組合から美山町・グリーンツーリズムへ——」木平勇吉編『流域環境の保全』朝倉書店
- 田中滋 2002c「山村の内発的發展を支えるリーダーたち——リーダーシップとそのあり方——」同上書
- 田中滋 2004「ポストモダンの両義性と環境社会学——ラウンドテーブル『環境社会学と社会学理論』を振り返って」『フォーラム現代社会学』第3号, 関西社会学会
- 田中保 1997『木曾川を守る——岐阜県御嵩町からの発信』実践社
- Toyne, P., 1994 *Reluctant Nation*, ABCBooks
- 知井村史編集委員会 1999『京都美山町 知井村史』知井村史刊行委員会
- 鳥越皓之・嘉田由紀子 1984『水と人の環境史』御茶の水書房
- 辻田啓志 1985『ニッポン水争乱』技術と人間
- 浦杜一郎「砂防ダム建設で溪流魚が絶滅する!」『溪流』つり人社
- 山崎憲治 1994『都市型水害と過疎地の水害』築地書館
- 山村経済研究所 1994『山村が壊れるその前に——あぶない日本の水と緑』日本経済評論社
- 横山尚巳 2000『サツキマスが還る日』山と溪谷社
- 依光良三 2001『流域の環境保全』日本経済評論社
- 和賀正樹 2001『ダムで沈む村を歩く』はる書房
- 若林敬子 2000『東京湾の環境問題史』有斐閣
- 脇田健一 2001「地域環境問題をめぐる“状況の定義のズレ”と“社会的コンテクスト”——滋賀県における石けん運動をもとに」船橋晴俊編『講座環境社会学2 加害・被害と解決過程』有斐閣
- ウォーラーステイン, I., 1981『近代世界システム』(川北稔訳) 岩波書店
- ウォーラーステイン, I., 1987『資本主義世界経済』(藤瀬浩司他訳) 名古屋大学出版会
- ウィナー, L. 2000『鯨と原子炉——技術の限界を求めて』(吉岡齊他訳) 紀伊国屋書店

補 論

書評：若林敬子『東京湾の環境問題史』有斐閣（2000年）

本書は、埋立て問題、入浜権運動などの海岸線をめぐる環境問題についての著者の長年の研究を集めた論文集であり、その中心的な対象は著者が1970年代以降調査を重ねてきた東京湾である。

本書は、大きく前後半の二つに分けられる。前半（第1章－第3章）では、海岸線をめぐる環境保全運動が、日本各地の入浜権運動、ナショナル・トラスト、干潟保全運動などの事例を通して分析されている。後半（第4章－第8章）は、東京湾に焦点を絞り、江戸時代から戦後の高度経済成長期に至る埋立て事業の変遷と、戦前、戦後における漁師や地域住民を主体とした埋立て反対運動が取り上げられている。著者の言葉を借りるならば、「わが国地域開発史そのものの最先端を示す」ところの「東京湾をめぐって展開された埋立て開発と環境保全との攻防」が論じられている。

2002年5月14日、日本企業の多くが平成不況に喘ぐのを尻目に東京ディズニーランドがこれまでに最高の収益をあげたことが報じられた。東京ディズニーランドは、1983年の開業以来、仮想現実的なファンタジーの世界によって人々を魅了し、リピーターという言葉が社会に定着させるまでの人気を獲得し、社会学者たちをもその分析に駆り立ててきた。

東京ディズニーランドは、周知のように東京近郊の千葉県浦安市の埋立て地に位置している。浦安市がかつて浦安町であったころ、その地先には豊かな漁場が広がり、海苔養殖が盛んにおこなわれ、東京湾全体で日本全国の総生産額の45%（1955年当時）を占めていたという。仮想空間によって人々を引きつける東京ディズニーランドは、かつての豊かな漁場の上に立地している。しかし、今や来訪者の一体誰がそのことを知っているであろうか。そこが浦安であることを来訪者に意識させないことを演出上の重要なポイントとする施設によって、皮肉にも浦安はその名を知られている。

本書の中核をなすのは、その浦安の漁師の人々の埋立て反対運動や公害反対運動を扱った100頁に及ぶ第8章「浦安漁民闘争史」である。この章は、1970年代に書かれたモノグラフをそのまま再録したものであるとのことであるが、浦安の地先がどのような経過を辿って現在の東京ディズニーランドの町になっていったの

かの前史を克明に描き出し、今もなおその価値を失っていない。

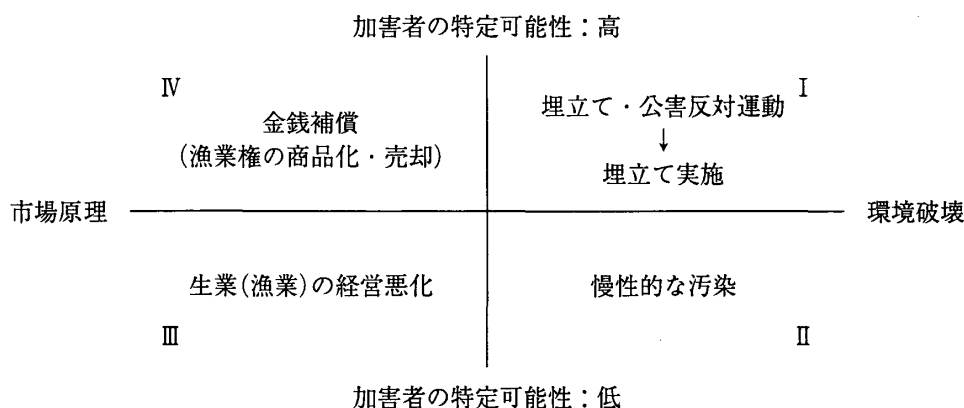
浦安の人々は、1950年代には千葉県による浦安地先の埋立て計画に対して強力な反対運動を展開し挫折させた経験をもつ。さらに、彼らは、工場からの汚排水による漁業被害が問題となった本州製紙事件（1958年）においても、激しい反対闘争を通して工場の操業停止を勝ち取っている。本州製紙事件が戦後の公害規制法の先駆けとも言える水質二法（水質保全法と工場排水規制法（1958年））の成立契機となったという意味において、彼らの運動は、水俣とともに戦後日本の公害反対運動の原点となっていると言えよう。ところが、それから10年程後に彼らは千葉県に対して埋立てを逆に懇請し、漁業権を全面放棄する（1971年）という苦渋の選択を行なうに至る。第8章は、埋立てに至る激しくもまた重苦しいこの経過を事実在即して見事に描き出している。

著者が描写したこの経過を、評者が現在考えている枠組みに基づいて捉え直してみよう。漁師の人々は、伝統的生業の基盤が維持され、生活が保持されているかぎりにおいて、その生産基盤を破壊しようとする〈特定可能〉な加害者（埋立て事業者や汚染企業）に対しては強力な反対運動を展開することができる（1950年代の埋立て反対運動、本州製紙事件）。しかし、加害者の〈特定不能〉な汚染（不特定多数の事業所からの汚排水や沖合から漂着する廃油）によって伝統的生業の基盤が徐々に破壊されてゆくようになると、加害者の特定不能性ゆえに本州製紙事件のように告発運動を起こすこともできないという閉塞的・絶望的な状況に追いやられていく。さらに汚染による生産額の減少は生業の経営を悪化させ、漁師の人々は反対運動を展開する経済力をも奪われていく。彼らは最終的には廃業を覚悟せざるを得なくなり、漁業権放棄の代償としての金銭補償を得る（漁業権のいわば商品化）ために埋立てを事業者（目に見え特定可能な加害者）に懇請することになる。こうして埋立てが実施され、漁師の人々は伝統的生業にもとづく生活から根こぎにされていったのである。

この経過は、図式化するならば、生業を脅かす「外部の力」である〈市場原理－環境破壊〉の軸と、〈加害者の特定可能性：高－低〉の軸との交差で得られる図1（「伝統的生業に対する近代化の負の影響」）の各象限間の移動（Ⅰ→Ⅱ→Ⅲ→Ⅳ→Ⅰ）として表現されるであろう（図1参照）。

この経過のなかで評者にとって印象深いのは、加害者の特定困難・不能な汚染が生業を破壊し漁師の人々

図1 伝統的生業（漁業）に対する近代化の負の影響



を根こぎにし、海岸線を近代的装置産業の立地可能な場所へと変化させていったという点である。汚染は近代化・産業化に付随する副作用的なものであるとの認識が一般的であるが、それはもっと積極的な働きをしている。汚染は、ここ浦安では近代化の先導・露払いの役割を演じたのである。

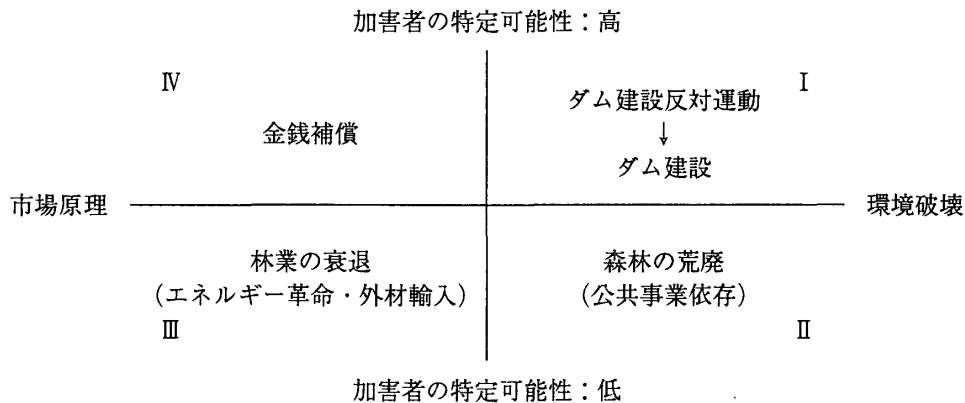
これに対して、評者が現在フィールドワークを行なっている山深い山村では汚染は大きな働きをしなかった。山村では、蜂の巣城の闘争（筑後川・下釜ダム建設反対運動）に代表されるような活発なダム建設反対運動が1950年代こそ各地で展開される（第Ⅰ象限）が、1960年代に入ると、今で言うところのグローバリゼーション（エネルギー革命と呼ばれる化石燃料へのエネルギー源の移行／安価な外材の輸入）が加害者の特定不能な外的な力として働き（市場原理）、生業である林業（薪炭・木材生産）を衰退させ（第Ⅲ象限）、その結果として、高額な補償金の話とともにやって来る近代的装置としてのダムを山村の人々に受け入れさせ、人々を山村の伝統的生活から根こぎ（立ち退きなどによる過疎化）にしていっていった（第Ⅳ→第Ⅰ象限）。また、これらの経過を通して、山村の産業が公共事業依存型の建設業（道路や林道、砂防ダムなどの建設）にシフトすることによって森林や河川の荒廃が多様な形で進行していく（第Ⅱ象限）。

この山村の衰退の経過（Ⅰ→Ⅲ→Ⅳ→Ⅰ→Ⅱ）と浦安の経過とは近似的であり（図2参照）、その対比は

評者にとって非常に興味深いものである。

しかし、浦安の埋立てのケースと山村のダム建設のケースとの比較を評者が試みたのは、河川の問題

図2 伝統的生業（林業）に対する近代化の負の影響



を研究している評者の個人的な関心からだけではない。それは、浦安のケースが、本書前半部で取り上げられている入浜権運動、ナショナル・トラスト、さらには干潟保全運動などの現在進行形の環境保全運動に対して、著者が論じているよりももっと多くの教訓を与えてくれているのではないのかという思いを強くもったからである。

たしかに、本書には何ヶ所において漁師の人々に対する環境モニターとしての役割への期待が表明されている。多元性の下でのチェック＆バランスの発想にもとづかならば、一定の地域環境からなんらかの利得を得ている利害関係者の多様性が減少すること（多元性の減退・喪失）は、その地域環境の変容・劣化を加速化する可能性をもっている。この意味において、その生業の存立を生態系の健全さに依存している漁師の人々に環境モニターとしての役割を期待することは自然である。しかし、著者の期待とは裏腹に、本書後半の諸章が描き出したのは、その漁師の人々が漁師であり続けることが戦後日本においていかに困難であったかということではなかったのか——問題は漁師が漁師であり続けることをいかにして支えていくかである。

汚染や埋立てなどの〈環境破壊〉は厳しく規制されなければならない。それは当然である。そして、たしかに水質汚染に対する規制は水質二法の改正（1970年）以降厳しくなった。しかし、評者の上記の分析が物語っているのは、一つには、〈加害者の特定可能性〉を高め、被害者をアパセティックな状態に陥らせないことの重要性である（第II象限）。言い換えれば、被害を社会問題としてではなく個人的不運によるものとして被害者に解釈させてしまわないことである。それを防ぐ一つの有力な手段が情報公開である。たんなる規制強化は、しばしば規制者（行政）と被規制者（企業）との癒着（立ち入り検査の事前通告など）を生み、規制を骨抜きにしてしまう。そうした事態を阻止するためにも、規制強化とともに、〈加害者の特定可能性〉を高める情報公開を進めていくことが是非とも必要である。

なお、水質二法の成立が首都・東京の近郊に位置する浦安での本州製紙事件を契機としていることの意味も、情報公開の観点から理解することができる。すなわち、浦安が立法院のある東京の近くに位置し情報の疎通がよく、それゆえに本州製紙事件が「事件（社会問題）」となりえたことが情報公開制度の存在と類似の機能を果たしたわけである。その意味において、東京湾は今も重要な位置にある。

二つには、漁獲減などによって漁業経営が悪化し、将来への不安から後継者が育たなくなっている沿岸小規模漁業世帯に対する助成制度などの〈市場原理〉からの保護制度の導入である（第III象限）。これは、ヨーロッパの山間部のハンディキャップのある農業地域への助成（デカップリング）をモデルに考えているのだが、冷徹な市場経済原理からの保護を目的とする制度の創設によって、後継者の確保ばかりではなく、自然環境保全に高い関心をもつIターン移住者の漁業への新規参入を期待することもできるようになる。

最後の一つは、金銭補償中心の現在の補償制度からの脱却である（第IV象限）。金銭（貨幣）すなわち近代社会においてもっとも汎用性の高いメディアによる補償をわれわれは長年にわたって自然なものとして受け止めてきた。しかし、今後は、〈市場原理（市場経済の下での交換原理）〉に委ねてはならないものに伝統的な生業の基盤となっているような自然環境を追加していく必要性があろう。

これは、自然公園指定の発想すなわちゾーニングの発想とは異なる。ゾーニングは、自然環境の守られるべき地域を特別に指定し、環境保全と開発との「調和」を目指そうとする発想である。しかし、それは指定地域以外の環境が野放図に破壊されることを結果的に許容してきた。

欧米においては、現在、近代的な土木工法による自然の征服という発想を放棄するだけでなく、それらによって過去に破壊されてきた自然をもう一度元の状態に戻す「再自然化（干潟の回復や河川における近自然工法の導入、ダムの撤去など）」の事業が実施されつつある。それらは、自然環境の保護・再生をその即自的な価値ゆえに主張する環境至上主義的な発想に基づくものでは必ずしもない。それらは、長期的視野の下に、漁業資源などのさまざまな要因を考慮に入れた費用－便益計算にもとづいて実施されているからである。言い換えれば、金銭補償と引き換えに自然環境の破壊を許すことが長期的に見ていかに不釣り合いな交換であるかが現在明らかにされつつあるのである。

このような現在の補償制度からの脱却によって、金銭補償の獲得を目的として環境破壊型の公共事業（埋立てやダム建設など）の実施を被害者たち自身が懇請するといった倒錯した現象も抑止することができるはずである。また、それは、埋立てやダム建設などを實際上実施困難なものにするはずである。

本書は著者の長年にわたる調査に基づくまさに労作である。しかし、評者が以上のような提案をするのは、本書が浦安の事例分析にまさに基づいて入浜権運動、ナショナル・トラスト、干潟保全運動などの現在進行形の環境運動に対して一定の具体的な提案をおこなうという形を必ずしもとってはいないからである。言い換えれば、海岸線のもつ生態学的な価値が本書の前半部ではアプリオリに強調されそこからその保全が主張されるという展開になっているからである。われわれ社会学者の仕事は、それが自然環境の重要性を前提として展開される場合であっても、もう少し別の形をとることができるのではなかろうか。